

第一の財形貯蓄

事務のしおり



一生涯のパートナー

第一生命

 Dai-ichi Life Group

ごあいさつ

このたびは、第一生命保険株式会社の財形貯蓄制度をご採用いただきまして誠にありがとうございます。

財形貯蓄制度は、勤労者のそれぞれの目的に応じた財産形成を促進するための制度で、勤労者財産形成促進法および租税特別措置法等の定めにより各種の優遇措置を受けることができます。そのため、事業主の方には給与等からの保険料の控除事務のほか、ご加入・変更等にもなう事務、法令上の手続き等をお願いすることになります。

つきましては、本「事務のしおり」によって、それらの事務手続きをご説明申しあげますので、従業員様の財産形成のための円滑な処理にご協力くださいますようお願い申しあげます。

なお、ご契約全般についてのお問い合わせ・ご連絡は、第一生命保険株式会社へお申し出くださいますようお願い申しあげます。

第一生命保険株式会社

目 次

I	財形貯蓄制度と商品の概要	
1	財形貯蓄制度の仕組み	1
2	財形貯蓄商品の概要	
	(1) 勤労者財産形成貯蓄積立保険〔一般財形〕	2
	(2) 財形年金積立保険〔財形年金〕	2
	(3) 財形住宅貯蓄積立保険〔財形住宅〕	3
3	元本割れについて	3
II	財形貯蓄制度の導入から実施まで（事務の流れ）	4
III	財形貯蓄制度ご採用にあたっての事務	
1	賃金控除に関する協定の締結	6
2	事務取扱に関する協定の締結	
	(1) 取扱依頼書の提出	8
	(2) 事務取扱明細書の提出	9
	〔参考〕「保険料お払込案内」の送付日の決め方	10
	(3) 預金口座振替依頼書の提出	11
3	官庁に対する届出および報告	12
4	協定内容の変更時の手続き	13
IV	新規加入の手続き	
1	新規加入時の事務の流れ	14
	(1) 契約申込書のお取り扱い	15
	(2) 契約申込書（事業主控）の保存	18
	(3) 契約者証等の配布	19
2	申込書の記入要領	20
V	保険料控除とお払込の手続き	
1	保険料の控除とお払込の事務	22
2	「保険料お払込案内」の見方と修正	23
3	「保険料払込通知書」の返送	28
4	保険料の控除とお払込の事務	28
VI	契約内容（保険料・保険期間・非課税限度額・住所・氏名等）の変更手続き	
1	契約内容変更時の事務	29
	(1) 変更申込書の確認	30

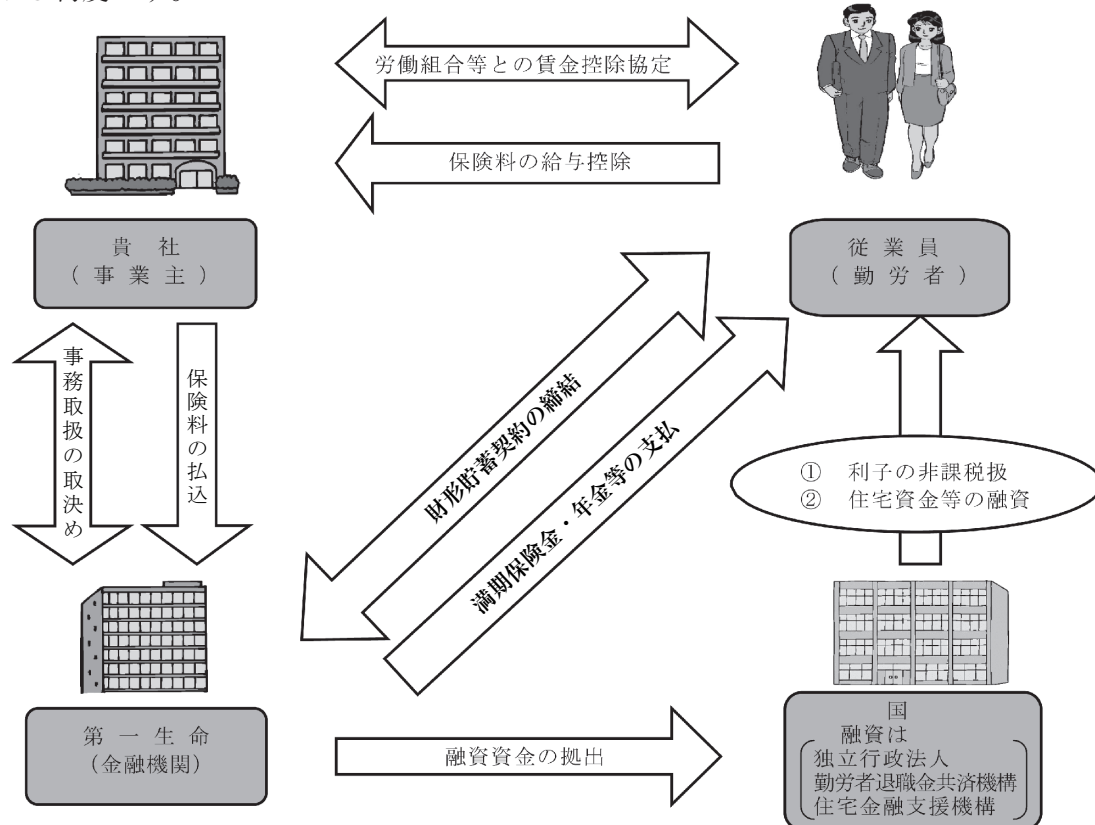
	(2) 変更申込書（事業主控）の保存	30
2	変更手続きの留意点	31
3	変更申込書の記入要領	32
VII お支払請求の手続き		
1	お支払請求時の事務	34
	(1) 支払請求書の確認（解約等により契約が消滅する場合）	35
	(2) 支払請求書（事業主用）の保存（解約等により契約が消滅する場合）	35
2	お支払請求時の必要書類＜全商品共通＞	36
3	お支払請求時の要件および必要書類＜財形住宅＞	36
4	ご請求にあたってのご留意点	37
5	お支払請求書の記入要領	38
6	税制上のお取り扱いについて	39
VIII 退職・転勤時等の手続き		
1	退職等（退職・役員昇格・死亡等）に伴う手続き	41
2	転勤・転職に伴う手続き	42
3	海外転勤に伴う手続き（財形年金・財形住宅のみ）	45
4	育児休業等に伴う手続き（財形年金・財形住宅のみ）	46
5	保険料払込期間終了時の手続き（財形年金のみ）	47
6	財形貯蓄商品（一般財形）の預替え手続き	48
IX 契約者への諸通知の配布		
1	「積立金残高のお知らせ」	49
2	「財形ご契約についてのお知らせ」	50
3	「財形貯蓄積立保険ご継続のおすすめ（満期のご案内）」（一般財形のみ）	50
4	「お払込期間満了のお知らせ」（財形年金）	50
5	「年金開始のご案内」（財形年金）	51
X その他		
1	財形持家融資制度	52

付録	勤労者財産形成貯蓄等に関する貸金控除協定書
	財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書
	財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

I 財形貯蓄制度と商品の概要

1 財形貯蓄制度の仕組み

「財形貯蓄制度」は、勤労者が自ら行なう貯蓄努力に対して、事業主は給与控除その他の協力・援助を行ない、国は勤労者の貯蓄に非課税措置（財形年金積立保険・財形住宅貯蓄積立保険のみ）を講ずるとともに独立行政法人勤労者退職金共済機構または住宅金融支援機構を通じて持家融資等を行ない、三者が一体となって財産づくりを進める制度です。



●財形貯蓄保険にご加入いただける方

財形貯蓄を行なえるのは、職業の種類を問わず事業主に雇用されている「勤労者」であり、次ページに記載の各商品別に勤労者財産形成貯蓄積立保険は満82歳未満、財形年金積立保険・財形住宅貯蓄積立保険は満55歳未満の方に限ります。

●財形貯蓄保険にご加入いただけない方

- ・民間企業の役員（ただし使用人兼務役員は除きます）
- ・民間企業に勤務する事業所得者
- ・各種法人・団体・組合の代表者や理事長・理事
- ・個人事業主
- ・個人事業主の家族従業員（ただし、家族従業員以外にも従業員を雇っており、勤務実態・給与が他の従業員と同様である場合を除きます）
- ・パート・アルバイトなど長期間にわたる積立ができない方
- ・国会議員、知事、市町村長、県議会議員等公選によりその役職に就く方

●保険料は、必ず事業主が勤労者の賃金から控除し、勤労者に代わって第一生命にお払い込みいただきます。

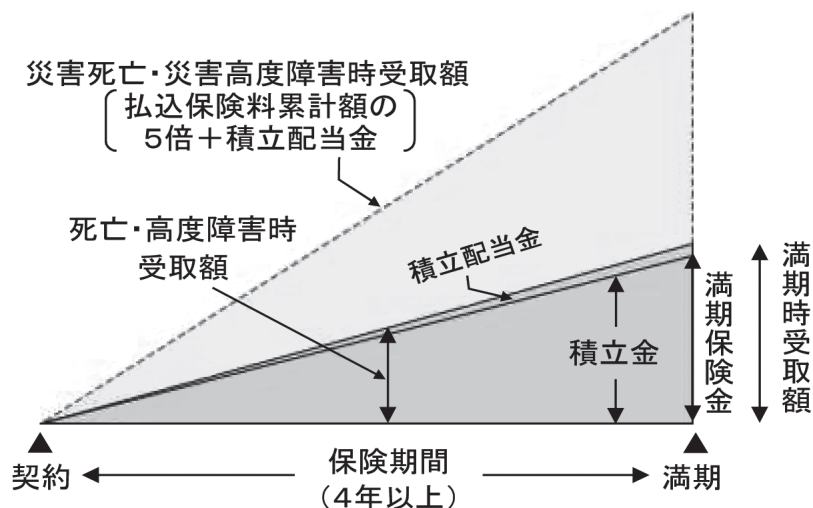
2 財形貯蓄商品の概要

(1) 勤労者財産形成貯蓄積立保険〔以下：一般財形〕

住宅資金・結婚資金・旅行資金など目的自由の貯蓄で、払込保険料累計額で最高3,000万円まで積み立てることができます。4年から15年の範囲で自由に保険期間を設定し、最高40年まで延長することができます。また積立を中断したり積立金の一部を払い出しすることができます。

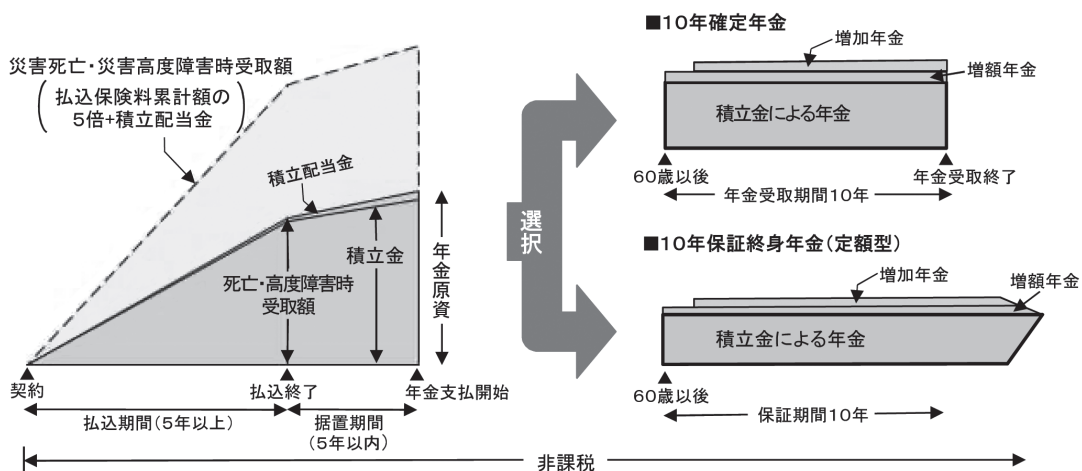
なお、差益（お支払額－お払込保険料）に対して所得税15.315%・住民税5%が源泉分離課税されています。

※2013年1月より復興特別所得税があわせて源泉分離課税されています。



(2) 財形年金積立保険〔以下：財形年金〕

在職中に定期的に5年以上の積立を行ない、5年以内の据置期間をおいて満60歳以後に終身または一定期間にわたり、年金として受け取ることを目的とした貯蓄です。税制上、払込保険料累計額で385万円（財形住宅貯蓄積立保険と合計で払込保険料累計額550万円以内）まで払込期間、据置期間および年金支払期間を通じて非課税の優遇措置を受けることができます。ただし、解約など目的外の払出を行なうと課税対象となります。また、積立金の一部を払い出すことはできません。

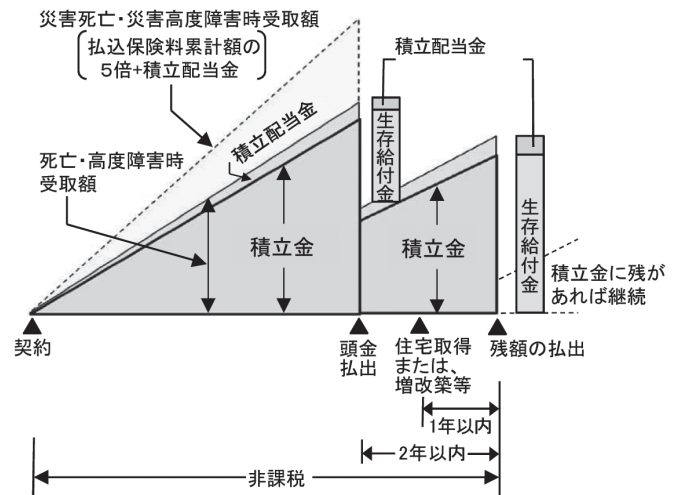
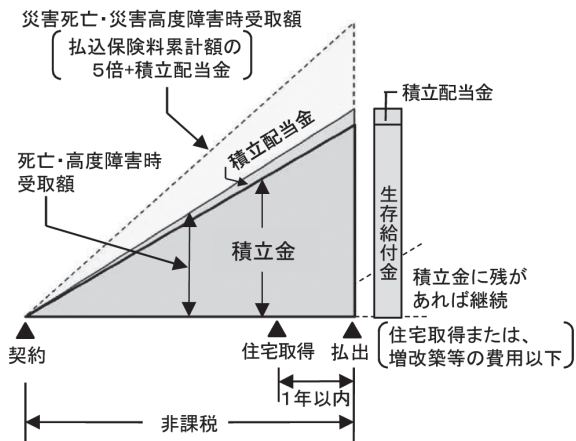


(3) 財形住宅貯蓄積立保険〔以下：財形住宅〕

自己の居住するための住宅を取得または増改築等するための資金を蓄えることを目的とした貯蓄で、住宅の取得等に要した費用の範囲内で積立金を払い出すことができます。他、住宅の取得等をするための頭金として積立金の一部を払い出すこともできます（取得する住宅および増改築等の工事内容等は、法令上の条件を満たしている必要があります）。税制上、払込保険料累計額で**550万円**（財形年金と合計で払込保険料累計額**550万円以内**）まで**非課税**の優遇措置を受けることができます。ただし、解約など目的外の払出を行なうと課税対象となります。

A.住宅取得または増改築等後1年以内に払い出す場合

B.住宅取得（増改築等）のための頭金等に充てるため、住宅取得（増改築等）の費用の額か、貯蓄残高の90%以内のいずれか低い額以下を払い出し、2年を経過する日か住宅取得（増改築等）後1年以内のいずれか早い日までに残額を払い出す場合



これらの商品は、いずれも財形持家融資の対象となります。

さらに、災害により死亡または所定の高度障害状態になられたときには、払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡（災害高度障害）保険金が支払われます。

（財形年金は年金支払開始日前に限ります）

3 元本割れについて

払い込みいただいた保険料は預貯金と異なり、一部は保険金などのお支払いにあてられるほか、契約の締結や維持に必要な経費としてもあてられます。このため、毎月一定額を継続して払い込んだ場合、解約の時期によっては、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ります。なお、途中で保険料を増額した場合、または一部払出を行った場合などには、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る期間がより長くなる場合があります。

また、他金融機関からの預替えにより当社商品にご加入いただく場合にも、当初の積立金は預替え時の元本を下回ることがあります。

Ⅱ 財形貯蓄制度の導入から実施まで（事務の流れ）

①制度採用の決定・制度内容の検討

・取扱貯蓄商品種類 ・取扱金融機関 ・対象者（10件以上）
・募集期間 ・募集方法
などを決定します。

②賃金控除協定の締結

事業主と労働組合または従業員の代表者との間で、財形貯蓄の保険料を給与等から控除する旨を書面により協定します。
（公務員の場合は不要です）

③第一生命と事務取扱の協定

第一生命と財形貯蓄の取り扱いを開始する旨および制度の円滑な運営を図るために、事務上の細部取扱を決定し書面により確認させていただきます。
また、犯罪収益移転防止法にもとづき、公的書類のご提示により事務担当者様のご本人確認をさせていただきます。

④契約申込書の受付

従業員の方に制度採用のPRをしていただき、加入者を募集します。
加入者に対し「重要事項説明書（注意喚起情報）」の配布をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

⑤非課税限度額の管理

新規加入時および非課税限度額の変更時には、法令の定める非課税限度額を超過することのないよう加入者別に管理していただきます。

非課税貯蓄に関する届出書の提出

財形年金または財形住宅の申込書を初めて受け付けたときには、翌月の10日までに「財産形成非課税貯蓄に関する届出書」を所轄の税務署長あて提出していただきます。



⑥保険料の控除・お振込

契約申込書（保険料払込依頼書）により給与等から保険料の控除を行ない、一括して第一生命へお振り込みいただきます。

契約者証の配布

第1回保険料が入金された後、「契約者証」と「ご契約のしおり－約款」をお届けしますので、契約者あて配布ください。

⑦契約内容等の変更の手続き

積立額・非課税限度額等契約内容を変更する場合や、住所・氏名等に変更があった場合には、所定の用紙により受け付け、すみやかに第一生命へご提出ください。

残高通知書の配布

毎年1回以上事務取扱明細書で定めた時期に残高通知書をお届けしますので、契約者あて配布ください。

⑧お支払の請求手続き

契約者から諸支払の請求があった場合には、所定の用紙により受け付け、ご本人からの請求であることをご確認のうえすみやかに第一生命へご提出ください。

⑨追加申込みの受付

Ⅲ 財形貯蓄制度ご採用にあたっての事務

1 賃金控除に関する協定の締結

貴社が財形貯蓄制度をご採用になる場合、財形保険料を従業員の賃金から控除して第一生命にお払い込みいただくこととなりますので、貴社と労働組合（または従業員様代表）との間で「賃金控除に関する協定」を取り交わし、各一通を保存しなければなりません（労働基準法第24条・船員法第53条、必要に応じて巻末の用紙をご利用ください）。

また、締結した本協定書の、所轄労働基準監督署長への届出は必要ありません。
なお、公務員については本協定の締結は必要ありません。

勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書

〇〇商事 株式会社（以下「甲」という。）と 〇〇商事 労働組合（以下「乙」という。）とは、従業員が勤労者財産形成促進法第6条の規定に基づく勤労者財産形成貯蓄等（以下「財形貯蓄等」という。）をするための賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記


（賃金控除）
第1条 甲は、従業員からの申し出により、従業員が財形貯蓄等をするための金額を給与ならびに賞与（以下「給与等」という。）から控除することができるものとする。

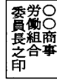
（払込代行）
第2条 甲は、給与等から控除した金額を従業員に代わって従業員の指定した金融機関等に払い込む等この財形貯蓄等に必要の手続きを行うものとする。

（有効期間）
第3条 本協定の有効期間は、締結の日から5年間とし、期間満了の3か月前までに甲または乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の証として本協定書正本2通を作成し、甲・乙は記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

2019年10月1日

甲 東京都千代田区有楽町1-13-1
〇〇商事 株式会社
代表取締役社長 財形 太郎 

乙 東京都千代田区有楽町1-13-1
〇〇商事 労働組合
委員長 貯蓄 一郎 

参考：労働基準法 第24条（抜粋）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業部の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 事務取扱に関する協定の締結

(1) 取扱依頼書の提出

財形貯蓄制度を実施するにあたって、まず事務取扱上の基本的な事項について確認し、貴社から第一生命に取り扱いの依頼をしていただきます。

貴社の代表者の方がご署名ください。

法人登録印を押印ください。

勤労者財産形成貯蓄契約等に関する取扱依頼書（控）

裏面に記載の事項を確認のうえ、勤労者財産形成貯蓄契約等の取扱を依頼します

第一生命保険株式会社 御中

調印日	年 月 日	代表者印 (法人登録印)
所在地		
事業主名称		
代表者名		

2枚目にも押印をお願いいたします。

当社（以下「甲」という）の従業員が、勤労者財産形成促進法および関連法令に従い、第一生命保険株式会社（以下「乙」という）に対して、勤労者財産形成貯蓄契約等（以下「財形貯蓄契約等」という）を行なうについて、下記の事項を確認のうえ、その取扱いを依頼します。

記

- 甲の従業員が財形貯蓄契約等に基づいて払い込む保険料は、甲が給与等から控除し、当該従業員に代わって乙に払い込みます。なお、給与支給日をもって契約日とします。
- 甲は法令等に基づき、従業員が行なう財形貯蓄契約等の取扱いに関し、次の措置を行ないます。
 - 従業員が提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書または財産形成非課税年金貯蓄申告書、同申込書、同異動申告書等について、その記載内容を確認のうえお届けします。
なお、財産形成非課税住宅貯蓄申告書および財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額ならびにそれらの合計額が、租税特別措置法に定める最高限度額を超過しないよう管理します。
 - すでに勤労者財産形成非課税住宅貯蓄契約を締結している従業員が新たに勤労者財産形成非課税住宅貯蓄契約を契約することがないよう、また、すでに勤労者財産形成非課税年金貯蓄契約を締結している従業員が新たに勤労者財産形成非課税年金貯蓄契約を契約することがないよう管理します。
 - 乙と財形貯蓄契約等を締結している従業員が退職、死亡、その他の理由により従業員でなくなった場合には、速やかにその旨を書面により乙に通知します。
- 財産貯蓄契約等への新規加入を希望する従業員およびすでに加入している従業員から、財形貯蓄契約等に関する申し込み等を所定の様式により受け、その記載内容を確認のうえ、とりまとめて乙に提出します。
- 従業員が財形貯蓄契約等に基づく保険金、給付金または返戻金の支払を請求するときは、甲を経由して乙に行なうものとし、乙は当該従業員に支払うものとします。
- 乙が、甲の従業員に対して行なう財形貯蓄契約等に関する通知等および従業員から甲への照会に対する回答は、甲を経由して行なうものとします。
- 甲および乙は、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）について、次の措置を行ないます。
 - 甲および乙は、現在、甲および乙、甲および乙の役員ならびに甲および乙を代理または媒介をする者その他の関係者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明および保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 反社会的勢力に該当すること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていること
 - 反社会的勢力を不当に利用していること
 - 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を将来にわたって行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 甲および乙は、自らの再委託先（再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下本項において同じ。）またはその再委託先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が第1項各号に該当しないことを表明および保証し、将来も同項各号もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。また、甲および乙は、自らの再委託先またはその再委託先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が前二項の各号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、または契約解除のための必要な措置をとらなければなりません。
- 甲および乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告を要しないで直ちに原契約を解除することができる。ただし、相手方の故意によらずに前三項のいずれかに違反したと他方当事者が認めた場合において、相手方が速やかに当該違反状況を解消したときはこの限りではありません。
- 甲および乙が前項の規定により原契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、一切の義務および責任を負わないものとします。
- 上記のほか、事務の細目については、事務取扱明細書により行なうものとします。

以上

利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
お引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
に関連する業務
番号法で定める個人番号（以下、個人番号といいます）を含む特定個人情報は、以
外な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。
取引がある場合：保険取引に関する法定調書作成事務
に関連する事務
本、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直
接取得する場合に明示いたします。

(2) 事務取扱明細書の提出

財形貯蓄制度の円滑な運営を図るため、事務の細部取扱について具体的に定めます。
制度実施後の事務取扱はすべてこの取決めに従って行なわれます。

財形貯蓄契約等に関する事務取扱明細書（控）

貴団体用

2部複写ですので、ボールペンで強くお書きください。

調印日 (和 暦) 年 月 日

団体名	法人格コード 下欄のコード一覧を参照願います。	法人格を除いた団体名を記入願います	カナ 漢字
所在地	〒	都道府県	市 郡 区
	カナ 漢字	方書	カナ 漢字
*〔書類〕等を上欄の団体名・所在地と異なる宛先に送付希望の場合は下の通信先欄にもご記入ください。			
通信先 団体名 (担当部署)	カナ 漢字		
通信先 住所	〒	都道府県	市 郡 区
	カナ 漢字	方書	カナ 漢字
代表者 役職名	カナ 漢字	事務担当 部署名	カナ 漢字
代表者 氏名	カナ 漢字	事務担当 者氏名	カナ 漢字
		従業員数	名
		取扱 商品	一般財形 (取扱い可) 財形住宅 (取扱い可) 財形年金 (取扱い可)
募集 方法	1. 直接募集 2. 原則職制募集 3. 完全職制募集	募集可能月 新規 変更	1. 毎月 2. 特定月 →
奨励金 制度	● 無 幹事 総幹事 (生保幹事) 有 制度 有	給料等 支給日	毎月 日 (夏 4-9月) (冬 10-3月)
保険料 払込 方法	□ 座 振替 払込 振替 振替 振替 振替	払込 案内 送付日	当月 日 前月 日
		所属番号	従業員番号
		不要 必要	不要 必要
		残高通知書 作成基準月	団体用 契約者用
		末日現在の状況を翌月末日迄に当社から通知	

奨励金制度を実施される場合には奨励金支給規程（写）をご提出ください。

給与等の支給日を基準にご指定ください。
(次ページをご参照ください)

コード表

法人格	101 ×× 株式会社 102 ×× 有限会社 103 ×× 合名会社 104 ×× 合資会社 105 ×× 社団法人 106 ×× 財団法人 107 ×× 学校法人 108 ×× 医療法人 116 ×× 合同会社 001 株式会社 ×× 002 有限会社 ×× 003 合名会社 ×× 004 合資会社 ×× 005 社団法人 ×× 006 財団法人 ×× 007 学校法人 ×× 008 医療法人 ×× 016 合同会社 ×× 000 法人格なしまたは上記以外
-----	--

財形事務担当支社

所在地	〒104-8691 東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱504号
名称	第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ
電話番号	0120-998-665
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます)

- 保険料払込方法は口座振替をお願いします。
- ①給与(賞与)支給日が1～15日の場合、振替日は13日です。
- ②給与(賞与)支給日が16～31日の場合、振替日は28日です。
- *①の場合、入金予定日は13日、②の場合、入金予定日は28日です。
- 払込案内の送付日について
振替日が13日の場合、〔前月31日〕より前の日付で設定してください。振替日が28日の場合、〔当月15日〕より前の日付で設定してください。
- 書類は原則として上記所在地または通信先住所へ送付となります。
- 奨励金の制度がある場合は、奨励金支給規定（写）をご提出ください。

財形〔登〕01427-12 2019. 1

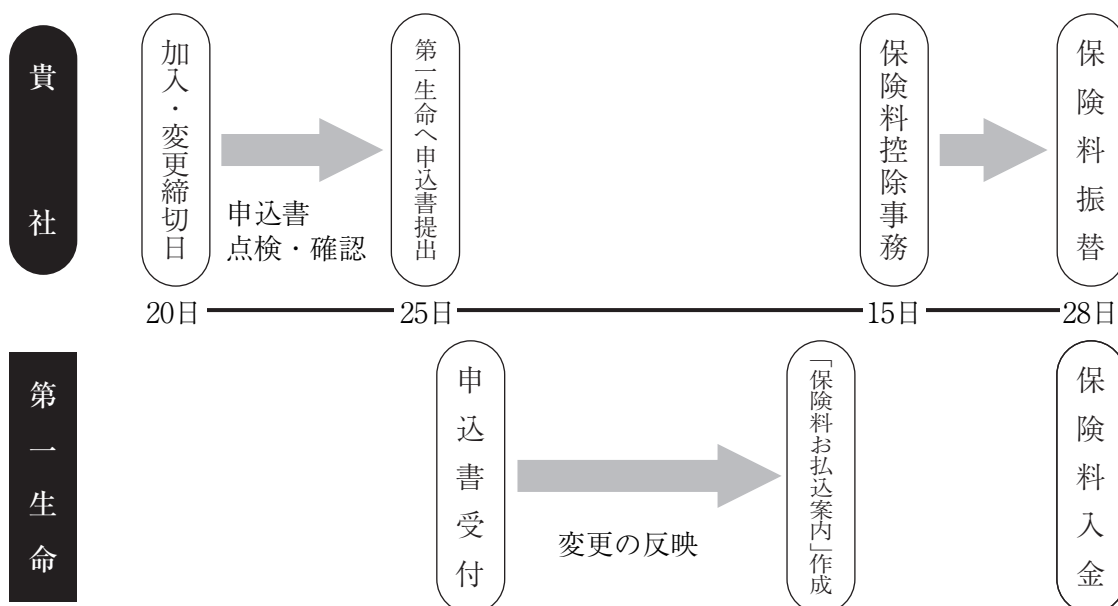
〔参考〕「保険料お払込案内」の送付日の決め方

日程の設定は、給与等の支給日を基準にお決めいただきます。

*口座振替

給与または賞与支給日	1日～15日	16日～末日まで
払込案内送付日	給与等支給日の属する月の前月末日まで	給与等支給日の属する月の当月15日まで

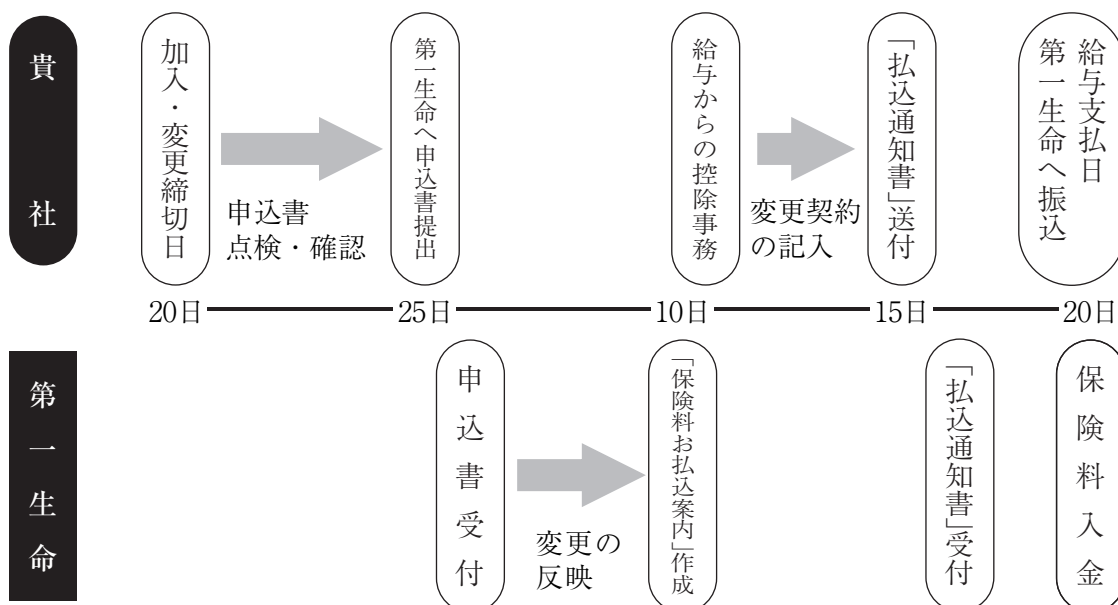
例：振替日が28日の場合



*銀行送金

- ・ 貴社で保険料控除の準備に要する時間
 - ・ 第一生命において「保険料お払込案内」を作成するのに要する期間
 - ・ 書類の郵送期間
- 等

例：給与支給日が20日の場合



(3) 預金口座振替依頼書の提出（保険料払込方法が口座振替扱以外の場合は不要）

「預金口座振替依頼書」は4枚物で、団体控、金融機関提出用、第一生命提出用からなっています。

- ・1枚目 「財形保険料口座振替のご案内」（表紙・以下参照）

※財形口座振替制度内容を説明しています。

「財形保険料口座振替取扱規定」

団体控

- ・2枚目 「財形保険料口座振替申込書兼入力票」

第一生命提出用

- ・3枚目 「預金口座振替依頼書」

金融機関提出用

- ・4枚目 「預金口座振替申込書」

団体控

※初回振替は、必ず給与分からとなります。

1. 黒または青のボールペンではっきりと太枠内にご記入ください。
2. ご指定の口座につきましては必ず預金通帳によりご確認ください。

該当するものに○をしてください。 法人登録印を押印してください。

第一生命の財形貯蓄 財形保険料口座振替申込書兼入力票 (第一生命提出用)

第一生命はお客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。
 ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
 ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内、提供、ご契約の維持管理
 ・当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
 ・その他保険に関連する業務
 各種サービスの詳細は第一生命のホームページ(<http://www.ai-ichi-life.co.jp/>)をご覧ください。

第一生命あて 申込日 28年3月1日

収納代行会社 第一生命カードサービス株式会社 料金等の種類 保険料等

業務コード 40020 区分 ①新規 ②変更

※団体番号は「財形保険 保険料お払込案内」にてご確認ください。
 ※第一生命にお届けの団体名・印をご記入・押印ください。

団体番号 021000000003 ※2枚目にも押印ください。

団体名 〇〇物産株式会社 第一生命お届け印

代表者名 代表取締役社長 財形太郎

振替開始月 28年05月 ※お申込月の2か月後を設定ください。

振替開始日 13日 28日 13日 28日 13日 28日

振替開始後、口座等を変更する場合は不要です。

和暦で振替開始予定年月をご記入ください。

振替開始後、口座等を変更する場合は不要です。

ご指定の口座は、財形法により団体様口座に限ります。(ご契約者個人の口座はご指定できません)

銀行 指定口座 東西 日比谷 本店 支店 出張所

預金種目 ①増通(総合) ②当座 口座番号(おつめ) 0123456

※口座番号は右つめで残りの桁はゼロをご記入ください。

金融機関 〇〇物産株式会社 経理部長 財形次郎

※2枚目にも押印ください。

1枚目、2枚目に必ず押印してください。(捨印は2枚目のみ)

預金者は、保険料のお支払いを預金口座振替・自動払込の方法により収納代行会社第一生命カードサービス株式会社を通じて行うことについて、「財形保険料口座振替取扱規定」および下記条項を承知のうえ申し込みます。

記

1. 私が貴社へ支払う料金等は振替指定期日に上の収納代行会社を通じて預金・貯金口座から支払いますので、請求書は上の指定金融機関宛送付してください。
2. この口座振替の取り扱いの適用条件を欠いた場合は、その後この取り扱いを取りやめられても異議を申しません。
3. 上記記載事項に変更が生じた場合は、その都度すみやかに貴社に連絡いたします。

以上

申込書受領日 (年 月 日) 処理日

再受領日 (年 月 日)

取扱者氏名

取扱者個人番号

第一生命使用欄

本社 支社 営業

本社 支社 営業

点検者 担当者 点検者 担当者

● 財形 [製] 11072-06 2016.9 保存期間 団体満歳後7年

3 官庁に対する届出および報告

- 事業主は加入申込者から「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」または「財産形成非課税年金貯蓄申告書」を最初に受け付けた日の翌月10日までに「財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書」または「財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書」を所轄税務署長あてに提出しなければなりません。（租税特別措置法施行令第2条の25第7項）（巻末の用紙をご利用ください）
- 法人番号が必要となりますので、ご記入ください。
- 本届出書は財形貯蓄制度を最初に導入したときのみ提出が必要ですので、すでに財形年金貯蓄制度または財形住宅貯蓄制度を実施していて届出済の場合は改めて提出する必要はありません。

貴社の所轄税務署名

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書		
年 月 日		
税務署長		
勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は法人番号	
租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。		
勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、同項第2リ又は同項第3号りに規定する条約を最初に締結した日	年 月 日	
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	年 月 日	

貴社および賃金の支払者の所在地・名称・代表者名をご記入ください。

「貸金控除協定書」を締結した日をご記入ください。

勤務先の長が「財産形成非課税貯蓄申告書」を最初に受理した日

参考：租税特別措置法施行令 第2条の25第7項

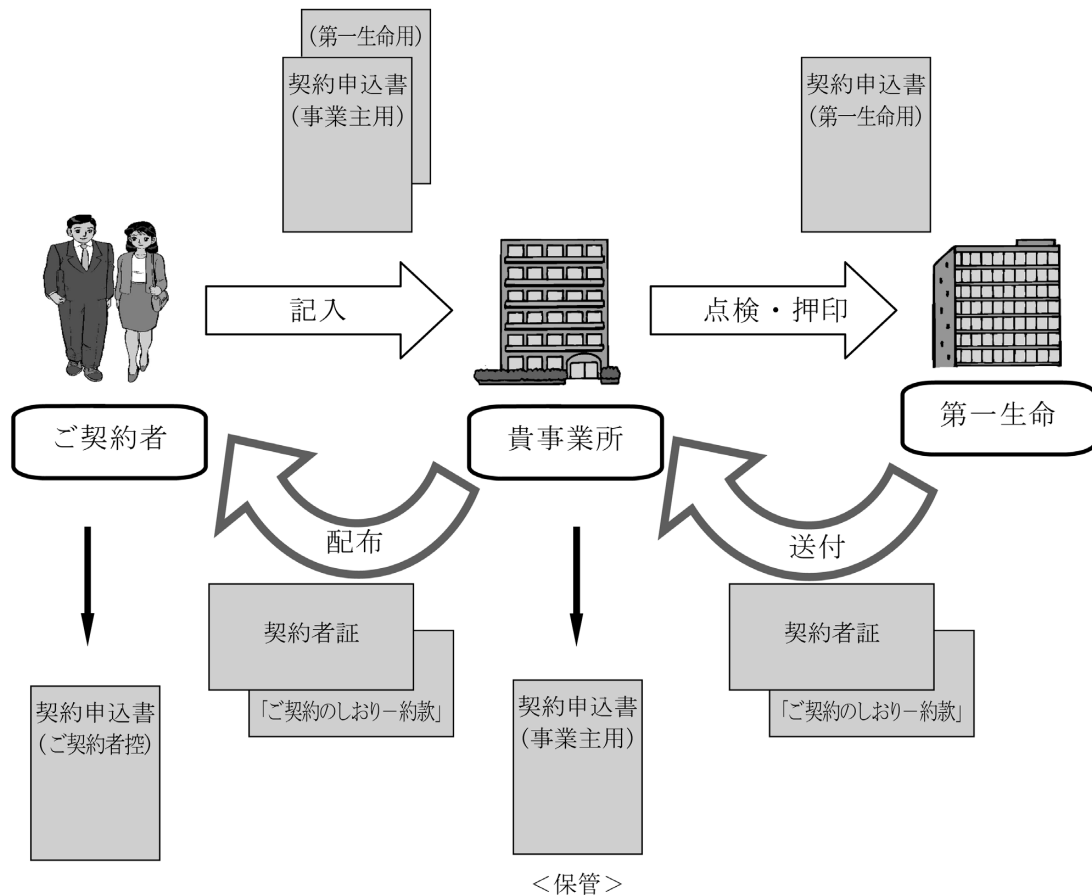
勤務先の長は、当該勤務先の賃金の支払者に係る勤労者が提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理したとき（既に財産形成非課税年金貯蓄申告書を受理している場合を除く）は、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該勤務先の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 協定内容の変更時の手続き

貴社の名称・所在地・代表者等に変更があった場合または事務取扱明細書により定められた内容を変更するときは、第一生命までお申し出ください。

Ⅳ 新規加入の手続き

1 新規加入時の事務の流れ



●従業員様より「契約申込書」が貴社事務担当者様あて提出されますので、記載内容についてご確認のうえ、第一生命あてご提出ください。

●ご加入の際の必要書類

- 第一の財形貯蓄契約申込書
- 第一の財形年金貯蓄契約申込書
- 第一の財形住宅貯蓄契約申込書

* 「財形積立保険契約申込書」に貴社専用用紙をご使用の場合

従業員様に対する財形の募集時あるいは、契約申込時には「重要事項説明書（注意喚起情報）」を各従業員様に必ず配布ください。

（これは商品内容を事前に正確にご理解していただくことを目的としています）

* 第一生命の汎用申込書をご使用の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」を印字しておりますので、あらためて配布する必要はありません。

(1) 「契約申込書」のお取り扱い

従業員様から提出された「契約申込書」について、次の点に注意のうえご確認ください。

●加入資格

加入申込者は勤務先（主たる給与支払者）に属する従業員様（勤労者＝「給与所得者の扶養等控除申告書」を提出している方）に限ります。

一般財形は満82歳未満、財形年金と財形住宅は満55歳未満の勤労者に限ります。

＜ご注意＞ 次のような方は加入資格がありませんのでご注意ください。

- ・民間企業の役員（ただし使用人兼務役員は除きます）
- ・民間企業に勤務する事業所得者
- ・各種法人・団体・組合の代表者や理事長・理事
- ・個人事業主
- ・個人事業主の家族従業員（ただし、家族従業員以外にも従業員を雇っており、勤務実態・給与が他の従業員と同様である場合を除きます）
- ・パート・アルバイトなど長期間にわたる積立ができない方
- ・国会議員、知事、市町村長、県議会議員等公選によりその役職に就く方

●非課税限度額（財形年金・財形住宅のみ）

「財産形成非課税貯蓄申告書」の申告額の払込保険料累計額550万円以内で、かつ財形年金の申告額の払込保険料累計額385万円以内であることが必要です。

また、財形年金および財形住宅は、それぞれお一人一契約までしか行なうことができませんのでご確認ください。すでに他の金融機関で非課税の申告をされている場合は、勤務先の署名または確認印を押印ください。

●「重要事項説明書（注意喚起情報）」

契約申込書の裏面に記載の「重要事項説明書（注意喚起情報）」により、契約内容を正確にご理解し了解されたうえで、お申込をされた事を表わすものとしてご署名をいただいています。

●給与払・賞与時払の控除開始月

「申込書に記載の月から控除が可能かどうか」をご確認ください。

●所属番号・従業員番号

「貴社の給与控除事務等に所属番号・従業員番号等を必要とする場合には、ご記入されているか」をご確認ください。

●法人番号・個人番号（マイナンバー）

保険会社が保険金等を支払う際に税務当局に提出する「保険金等支払調書」等の法定調書へ、ご契約内容に応じてマイナンバーの記載が必要となります。

また、勤労者財産形成促進法および関連法令の規定に基づき、財形非課税貯蓄制度における「非課税申告書」等が改正され、非課税商品である財形年金と財形住宅については必須申告項目として「法人番号および個人番号（マイナンバー）」記載欄が追加されるため、マイナンバー提出が必要となります。

●マイナンバー提出におけるご留意事項

【本人確認の実施について】

非課税申告書等に従業員様のマイナンバーを取得する際、貴社にて本人確認を実施いただく必要があります。以下本人確認に関する規定（内閣官房ホームページより）をご確認いただき、財形手続き時の本人確認の措置を実施いただきますようお願いいたします。

マイナンバーを取得する際は「正しい番号であることの確認（番号確認）」と「現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要であり、原則として以下いずれかの方法で確認を行う必要があります。

- ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ②通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
- ③個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と
運転免許証など(身元確認)

ただし、これらの方法が困難な場合は、過去に本人確認を行って作成したファイルで番号確認を行うことなども認められます。また、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実務者が認めるときは身元確認を不要とすることも認められます。

(2) 「契約申込書（事業主控）」の保存

- 従業員様から提出された申込書の事業主控は「財形積立保険払込依頼書」となっていますので、これにより給与控除の手配をお願いします。
- 財形年金および財形住宅については申込書の事業主控が「財産形成非課税[※]貯蓄申告書（事業主控）」を兼ねていますので、加入者別に整理のうえ保管ください。
これは法令により当該契約が消滅した年の翌年から5年経過するまでの間保存することが義務づけられています。（租税特別措置法施行令第2条の25第6項）

参考：租税特別措置法施行令 第2条の25第6項（抜粋）

勤務先の長又は出国時勤務先の長は、財務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合には当該各号に定める書類の写し（これに準ずるものを含む。以下この項において「申告書等の写し」という。）を作成するとともに、申告書等の写し及び第2条の19第2号に規定する金融機関の営業所等から送付を受けた同号の書類の写しを保存しなければならない。

- 1 財産形成非課税住宅貯蓄申告書、財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書を受理した場合、これらの申告書。

参考：租税特別措置法施行規定 第3条の6第8項（抜粋）

前項に規定する勤務先の長又は出国時勤務先の長は、次の各号に掲げる書類を各人別に整理し、当該各号に掲げる日の属する年の翌年から5年間保存しなければならない。

- 1 施行令第2条の25第6項に規定する申告書等の写し 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書の写し又は退職等に関する通知書の写しにあっては当該申告書を受理した日又は同項第3号に規定する通知をした日、当該申告書の写し及び通知書の写し以外の同項に規定する申告書等の写し又は施行令第2条の19第2号の書類の写しにあっては当該申告書等の写しに係る財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書を受理した日又は施行令第2条の25第6項第3号に規定する通知をした日

2 申込書の記入要領

● 第一の財形貯蓄契約申込書

お手続きにあたって

1. 太枠内をご記入ください。
2. この契約申込書は必ず契約者ご自身が黒のボールペンでご記入ください。また、消せるボールペンはご使用できません。
3. 訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、契約者ご自身の訂正署名（漢字フルネーム）または訂正印を押印ください。
4. 「第一生命提出用」を第一生命へ提出ください。「事業主控」は事業主様で、「ご契約者控」はご契約者様で保管ください。

新契約

記入要領

- 1 団体番号を数字のみを11桁でご記入ください。
契約番号のご記入は不要です。
- 2 申込日をご記入ください。
- 3 戸籍上の氏名をご記入ください。
- 4, 5 戸籍上の生年月日、性別をご記入ください。
- 6 住民票上の住所をご記入ください。
- 7 電話番号をご記入ください。
- 8 勤務先をご記入ください。
また、所属番号、従業員番号、事業所番号が勤務先で指定されている場合、右詰めでご記入ください。
- 9 毎月払・賞与时払のいずれか、または両方の控除開始年月、保険料をご記入ください。
*賞与时払は夏期、冬期ともに保険料をご記入ください。
0円の場合は、「0」をご記入ください。
- 10 保険期間をご記入ください。

記入見本

2022年2月改訂版

新契約

第一生命提出用
この用紙のみ提出ください

第一の財形貯蓄契約申込書
(勤労者財産形成貯蓄積立保険)

■第一の財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は専用の契約申込書でお申し込みください。

第一生命保険株式会社 あて

私は、勤労者財産形成促進法第6条による貯蓄を行いたいので、商品パンフレット(契約概要)および重要事項説明書(注意喚起情報)を承知の上、以下のとおり申し込みます。なお、この契約の保険料は、事業主が私の給与などから引続き、私に代わって払い込みます。また、重要事項説明書の「個人情報の利用目的」を確認し、「個人情報の取扱いに関する了解事項」の記載内容に同意の上、申し込みます。

契約番号		1 団体番号	
------	--	--------	--

*勤労者財産形成貯蓄は課税商品です。
*生命保険料控除の適用はありません。

2 申込日(記入日) 4年 5月 1日

3 フリガナ	ダイイチ ハナコ	契約概要および注意喚起情報を受領するとともに、その記載内容(加入目的・留意事項)を確認のうえ申し込みます。	
氏名	第一 花子		
4 生年月日	4年 5月 1日	5 性別	男
6 住所	〒135-8120 東京都江東区豊洲3-2-3	7 電話番号	03-0123-4567
8 勤務先(賃金の支払者)	所在地 東京都中央区 ×××××	名称	〇〇商事株式会社

所属名	総務課	従業員番号	1765
所属番号	1203	事業所番号	05

9 払込方法	控除開始年月	保険料
毎月払	04年05月 から	毎月 毎月 0円00円00円
賞与时払	04年06月 から	夏期(4月-9月) 冬期(10月-3月) 毎月 毎月 5円00円00円

10 保険期間 1年 0

*保険期間は4~15年の範囲でご記入ください。
(賞与时払のみの場合は5~15年の範囲)
*ご記入がない場合は5年と指定いただいたものとして取り扱います。
*保険期間満了または満期支払のお申し出のないときは、自動的に保険期間を1年ずつ延長いたします。

〔留意事項〕
第一生命の生命保険募集人は、保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約締結の場合、保険契約の申込に対する第一生命の承諾が必要となります。

第一生命 使用欄	支社	営業オフィス	取扱者番号	分割率	取扱者名
	代表				
	共同				
	DB権認済 <input type="checkbox"/>				
受付印					
本社		支社		点検印	
受付印		受付印		点検印	

財形 [国] 13032-06 2022.2 保存期間 消滅後5年 [国] (ただし消滅した年の翌年から5年)

勤務先確認欄
4年5月5日
記載した事項は事実
に即座に届くまでに
必ず勤務先担当者
署名または押印

必ず財形事務
ご担当者様の
署名または
確認印をいた
だいてください。

● 第一の財形年金貯蓄契約申込書
 第一の財形住宅貯蓄契約申込書

お手続きにあたって

1. 商品ごとに、1部ずつご記入ください。(複数商品にご加入を希望の場合は、商品ごとに申込書を提出ください。)
2. 太枠内をご記入ください。
3. この契約申込書は必ず契約者ご自身が黒のボールペンでご記入ください。また、消せるボールペンはご使用できません。
4. 訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消のうえ、契約者ご自身の訂正署名(漢字フルネーム)または訂正印を押印ください。
5. 「第一生命提出用」を第一生命へ提出ください。「事業主控」は事業主様で、「ご契約者控」はご契約者様で保管ください。

新契約

記入要領

- ① 団体番号を数字のみを11桁でご記入ください。契約番号のご記入は不要です。
- ② ア、イどちらか1つを○で囲んでください。

右の2箇所について、該当する保険種類を残し、不要な方を二重線で抹消ください。

- ③ 申込日をご記入ください。
- ④ 戸籍上の氏名をご記入ください。
- ⑤ ⑥ 戸籍上の生年月日、性別をご記入ください。
- ⑦ 個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
- ⑧ 住民票上の住所をご記入ください。
- ⑨ 電話番号をご記入ください。

- ⑩ 財形年金は385万円、財形住宅は550万円を上限に最高限度額をご記入ください。

- ⑪ 既に財形年金または、財形住宅に加入されている場合、その金融機関名および申告されている最高限度額をご記入ください。

⚠️ ⑩⑪の合計が550万円を超えないようにご注意ください。

- ⑫ 勤務先をご記入ください。

- ⑬ 契約者の資金の源泉徴収、納付事務を行っているところ(勤務先の当社等)をご記入ください。法人番号(マイナンバー)も記入してください。

- ⑭ 事務代先行は記入不要です。

- ⑮～⑯ 勤務先で指定されている場合、右詰めでご記入ください。

- ⑰ 毎月払・賞与時払のいずれか、または両方の控除開始年月、保険料をご記入ください。
 *賞与時払は夏期、冬期ともに保険料をご記入ください。
 0円の場合は、「0」をご記入ください。

- ⑱ 毎月払・賞与時払のいずれか、または両方の控除開始年月、保険料をご記入ください。
 *賞与時払は夏期、冬期ともに保険料をご記入ください。
 0円の場合は、「0」をご記入ください。

記入見本(財形年金の例)

第一生命保険株式会社 あて 第一の 財形年金貯蓄契約申込書
 財形住宅貯蓄契約申込書
 (兼財産形成非課税 年金貯蓄申告書)

2022年2月改訂版
 新契約
 第一生命提出用
 この用紙のみ提出ください

① 団体番号
 ② 申込保険種類 (該当を○で囲んでください) 重要事項説明書の「個人情報の取扱い」を確認し、「個人情報の取扱いに関する了解事項」の記載内容に同意の上、申し込みます。
 財形年金積立保険 (財形年金) ① 財形住宅積立保険 (財形住宅) ②

③ 申込日(記入日) 4年1月1日

④ フリガナ 第一花子
 氏名 第一花子
 ⑤ 生年月日 4/5/12/2/5 ⑥ 性別 女 ⑦ 個人番号(マイナンバー) 1/2/3/4/5/6/7/8/9/0/1/2
 (〒135-8120) 東京都豊洲3-2-3 豊洲 3-2-3
 ⑧ 住所 東京都豊洲3-2-3 豊洲 3-2-3
 ⑨ 電話番号 03-0123-1457

⑩ 非課税扱いの申告をする最高限度額 所在地 東京都千代田区有明1丁目13番1号 名称 第一生命保険株式会社 本店 3850000
 ⑪ 既に申告している最高限度額 名称 ○銀行 1650000

⑫ 勤務先 所在地 東京都中央区××××× 名称 ○商事株式会社
 ⑬ 資金の支払者 所在地 東京都中央区××××× 名称 ○商事株式会社
 ⑭ 事務代先行 所在地 名称 法人番号

⑮ 所属名 総務課 ⑯ 従業員番号 1765
 ⑰ 所属番号 120 ⑱ 事業所番号 05

⑲ 控除開始年月 毎月払 2801 から 毎月 1000
 賞与時払 2806 から 夏期(4月-9月) 5000
 冬期(10月-3月) 0000

以下は該当する保険種類の項目のみ記入してください。

⑳ 保険料払込期間 5 ㉑ 年金支払開始 6
 ㉒ 年金支払方法をいづれか選択し○で囲んでください。
 ㉓ 年金支払回数 1

㉔ 財形住宅 ⑳ 保険期間
 ㉕ 生付給付金を任意取得のたの資金に充当した後の不足額については、以下の方法により貸付を受けて返済することを予定しています。
 ㉖ 事業主からの貸付
 ㉗ 住宅金融支援機構からの貸付
 ㉘ 貴社の融資する金融機関からの貸付

*必ず財形事務ご担当者様の署名または捺印をいただきます。

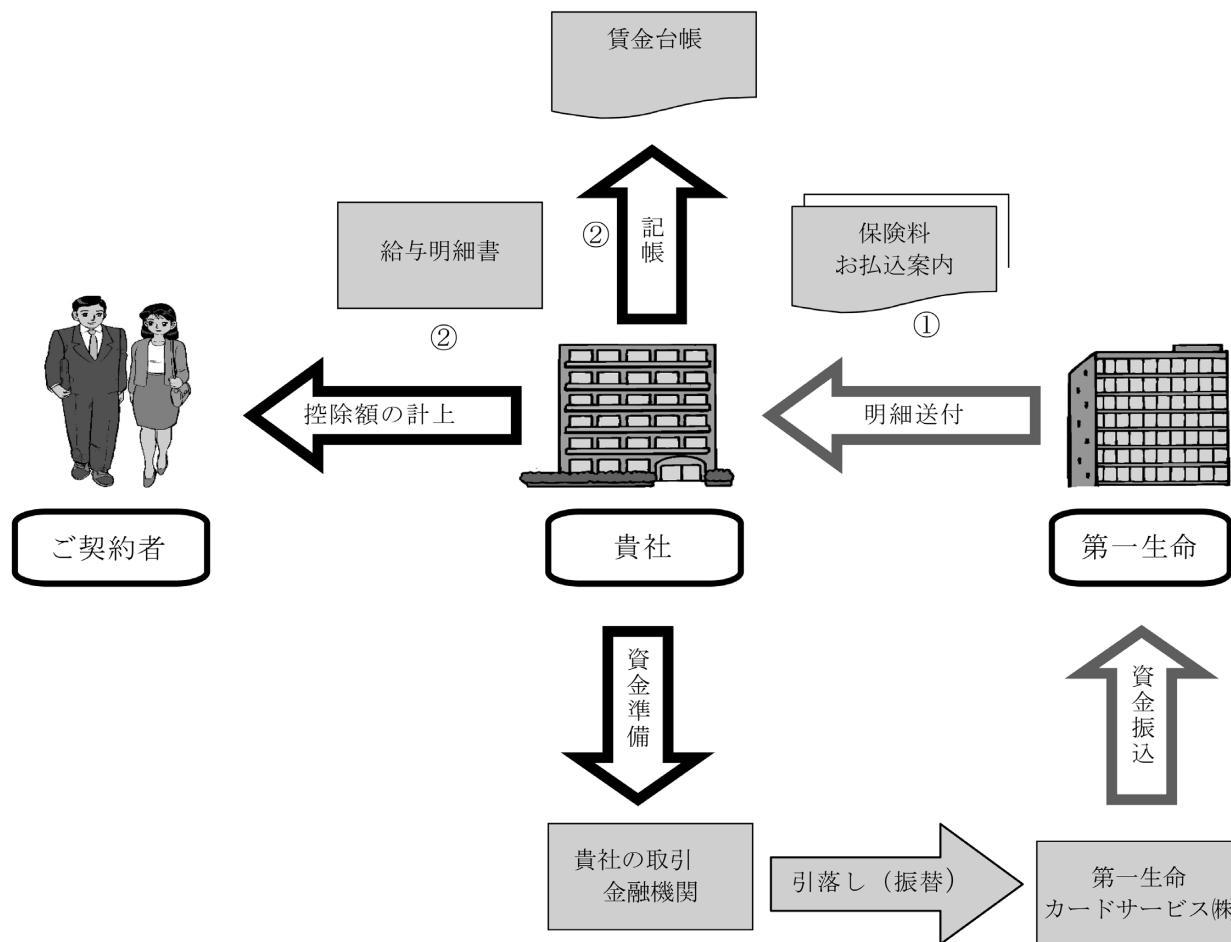
勤務先捺印欄
 4年5月5日
 記録した事項は事業主様へ捺印を提出し、署名を捺印してください。

②で⑦財形年金を選択の方
 ② 満55歳以上をご記入ください。
 (賞与時払のみの場合は満56歳以上)
 ③ 満60歳以上かつ保険料払込期間満了から5年以内となるようにご記入ください。
 ④ 年金支払方法を○で囲んでください。
 ⑤ 年金支払回数を○で囲んでください。

②で⑧財形住宅を選択の方
 ② 5～15年の範囲でご記入ください。
 (賞与時払のみの場合は6～15年の範囲)
 *ご記入がない場合は、5年と指定いただいたものとして取り扱います。
 (賞与時払のみの場合は6年)
 *ご指定いただいた保険期間を超えたときは、自動的に保険期間を1年ずつ延長いたします。

V 保険料控除とお払込の手続き

1 保険料の控除とお払込の事務



(1) 保険料のお払込案内の確認

- 貴社の控除手続きに間に合うように、あらかじめ定められた日程に従って第一生命から「保険料お払込案内」を送付いたしますので、内容をご確認ください。

(2) 給与等からの保険料控除

- 契約者から提出された申込書の事業主控（「財形積立保険払込依頼書」）により、保険料控除の手配をお願いします。
- 保険料の給与控除は、貴社所定の控除事務に従って一般の法定控除（所得税・社会保険料など）の方法に準じて行ない、必ず賃金台帳および契約者の給与明細書に「財形貯蓄」として計上ください。

2 「保険料お払込案内」の見方と修正

(1) 「<財形保険料>口座振替」の場合

- ご案内の金額は、振替日（13日または28日）の振替金額となります。
- ※ご案内後の契約内容（保険料）の変更はできません。

御中

《財形保険料》 口座振替のご案内

〈お問い合わせ先〉
第一生命

作成日 年 月 日 P.

団体番号	
振替月分	年 月()
振替件数	件
振替金額	円

振替日	年 月 日()
振替口座 内容	

※振替口座の変更はお問い合わせ先までご連絡ください。なお、金融機関の合併や店舗統廃合等による変更の場合も必ずご連絡ください。

〈保険料振替内訳〉 ()

(上段)所属コード (下段)従業員コード	契約者名 (様)	商品	異動内容	異動金額	振替金額	契約番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

〈ご留意事項〉

- ・ 「財形保険料口座振替のご案内」作成日以降、振替金額の変更はいたしかねます。
 なお、案内作成日以降の保険料の変更・中断・解約等のお申出については、後日振替口座あて返金いたしますので、必要に応じて契約者あて返金をお願いいたします。
- ・ 今後、ご契約者様の退職、役員昇格等により継続できなくなる契約や、転出等により保険料控除を中止される契約がありましたら、その該当月の2ヶ月前までに上記お問い合わせ先までご連絡ください。

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

財形[登]11073-04 2019.2

(2) 「銀行送金等」の場合

- ㉑ ご案内保険料は、当月お払い込みいただく保険料と、前月ご案内時点以後当月ご案内する時までに変更のあったご契約の保険料を、増加または減少として表示します。
- ご案内の金額と当月お払い込みいただく金額および内訳に相違がある場合には「㉒ 貴団体ご調整欄」ならびに「㉓ 貴団体ご調整欄合計」に、その原因となった「貴社で判明した異動金額・理由等」をご記入ください。

◆ 財形保険 保険料お払込案内

<ご記入にあたっての留意事項>

- ・当社からのご案内以外に変更・異動がある場合は「㉒ 貴団体ご調整欄」にご記入ください。
- ・個々の変更・異動理由に応じた必要書類をご提出ください。
- ・異動理由が「11退職」「16死亡」等の場合は給与控除を停止いただき裏面の「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」にもご記入ください。

年 月 分
団体番号・団体名

お問い合せ先
第一生命
TEL.

㉑ イ. 前回からの増減保険料合計		件数	円
増加			
減少			

㉒ ア. ご案内保険料		件数	円
件数・金額			
㉓ 貴団体ご調整欄		件数	円
ア. 増加 (+)			
ア. 減少 (-)			
㉔ ㉒±㉓調整後お払込保険料			

所属番号 従業員番号	契約者名	契約番号	商品種類	㉕ ご案内保険料 (前回からの増減内訳)			ア. 増 (+)
				ア. 今回のご案内保険料 円	イ. 前回からの増減保険料 円	変更・異動 (増減) 理由	
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+
	様						+

1: 一般財形 2: 財形年金(積立型) 4: 財形住宅

B 第1生命	収納方法	電話番号	入金予定月日	前回入金月日	月分	集金担当者No.	職団番号	明細区分	ビル	送手	端数	給前	テ-ア	幹事	養老	奨励金	作成区分	保
--------	------	------	--------	--------	----	----------	------	------	----	----	----	----	-----	----	----	-----	------	---

団体控

年 月 日

ページ

様

保険料合計	円
調整欄合計	円
	円
	円

団体ご記入欄	
ご担当者名	
送金年月日	年 月 日
ご通信	

- ・調整がある場合、必ず送金日より前に2枚目をご返送ください。
- ・調整がない場合、ご返送の必要はありません。

貴団体ご調整欄			添付書類あり欄
減保険料	調整後お払込保険料	変更・異動(増減)理由(該当に○印)	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	
円	円	11 退職日 10 解約 13 死亡 16 転入 03 転出 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 その他下記コード()	

その他のコード ↑

増	加	減	少
01 02 04 05 0A 09	12 14 15 1A 19		
新規 払再 帰 育復 其の	減 払中 海勤 育取 其の		
規 額 込開 国 休帰 他増	額 込断 外務 休得 他減		

財形 [登] 07457-08 2019.2 リ'

〔㊸貴団体ご調整欄のご記入要領〕

1. 貴団体で判明した増加あるいは減少となる金額を貴団体ご調整欄の「ア.増減保険料」およびその右の「調整後お払込保険料」欄にご記入ください。
2. 該当する「㊸貴団体ご調整欄」の「変更・異動(増減)理由」欄に「○」をご記入ください。

なお、異動理由が退職の場合は退職月日を必ずご記入ください。あわせて「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」(保険料お払込案内裏面)のご提出をお願いします。

次ページ記入見本をご参照ください。

3. 増加となる場合は、契約者名、契約番号を「契約者名」「契約番号・証券番号」欄にあわせて追加ご記入ください。

【財産形成貯蓄の退職等に関する通知書】

財形事務担当者 様

退職日・役員昇格日以降は保険料の積み立てはできませんので、判明
あわせて、契約者の給与控除は停止いただきますようお願いいたします

財産形成貯蓄の退

第一生命保険株式会社 あて

表の「財形保険 保険料お払
込案内」に記載されている団
体番号をご記入ください。

団体番号	0	1	2	3	4	5	6	0	0	0	8
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

異動契約を以下のとおり通知します。

ご契約番号をご記入ください。

該当する商品に○をご記入く
ださい。

契約者の氏名をご記入くだ
さい。

契約者の住所をご記入くだ
さい。

契約番号	種類	契約者名	住
0192345609-2	一般 住宅 <input checked="" type="radio"/> 年金	フガナ ザイケイ ハナコ 財形 花子	東京都江東区豊
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	
	一般 住宅 年金	フガナ	

次第速やかに本通知書をご提出ください。

退職等に関する通知書

2019年 3月 28日

団 体 所 在 地 _____ 東京都千代田区有楽町 23
 団 体 名 _____
 代 表 者 名 _____ ○ ○ 商 事 株 式 有 限 公 司
 _____ 代表取締役社長 財形太郎

記入日をご記入ください。

貴社ご住所、貴社名、代表者様名をご記入ください。

所	理 由	理由の生じた日
皇洲 3-2-3	<input checked="" type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	2019年 3月 31日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日
	<input type="radio"/> 退職 <input type="radio"/> 役員昇格 <input type="radio"/> 海外転勤 <input type="radio"/> その他()	年 月 日

理由の生じた日をご記入ください。

該当する理由に○をご記入ください。

L230-01

3 「保険料払込通知書」（3枚目の返送用）の返送

- お払い込みいただく保険料が確定しましたら、すみやかに「保険料払込通知書」を第一生命までご返送ください。
- 返送に際しては「保険料払込通知書」の「団体ご記入欄」に送金年月日をご記入いただき、ご担当者の確認印を押印ください。あわせて退職・役員昇格等により、財形契約の継続資格を喪失した方がいる場合には「保険料払込通知書」裏面の「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」にもご記入ください。なお、入金時に変更がない場合は「保険料払込通知書」の返送は不要です。

4 保険料の控除とお払込の事務

(1) 「<財形保険料>口座振替」で保険料のお払込をされる場合

① 保険料のお払込

- 給与等から控除いただいた保険料は、あらかじめ定められた給与等の属する月の振替日（13日または28日、当日が取引金融機関の休業日の場合は翌営業日）にご指定口座から振り替えることによりお払い込みいただきます。
- 指定口座からの振替保険料は、あらかじめご送付しています「口座振替のご案内」のご案内金額となります。

② 振替ができなかった場合

振替日（13日または28日）後に、「<財形> 保険料振替結果のお知らせ」により振り替えできなかったことをお知らせし、該当月の保険料につきましては別途送金していただくようお願いさせていただきます。（第一生命より別途ご連絡いたします）

(2) 「銀行送金」で保険料のお払込を希望される場合（24ページをご参照ください）

① 保険料のお払込

- 給与等から控除いただいた保険料は、すみやかに第一生命指定の銀行口座にお振り込みください。お振込にあたっては、第一生命所定の「銀行送金振込依頼書」をご利用ください。
- 第一生命からは改めて「領収証」は発行いたしませんので、金融機関の発行する「振込金受領書」を大切に保管ください。

《銀行送金振込依頼書》

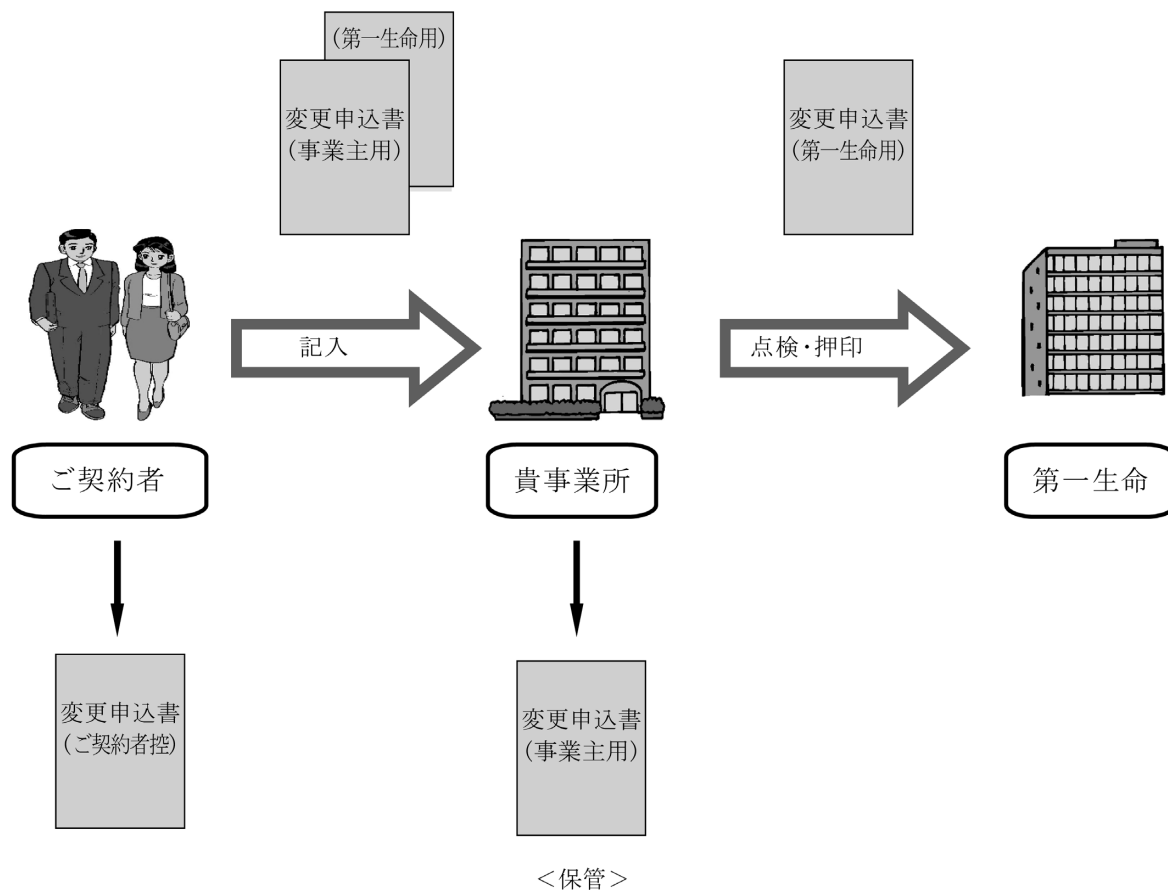
振込先銀行・預金種目・口座番号等は、あらかじめ記入してお送りします。

振込金 受領書		電信振 振込依頼書	
依頼日 年 月 日 手数料 円 金額 円 振込先 銀行 預金種目 口座番号 受取人 第一生命保険株式会社 依頼人 様 上記の金額正に受け取りました。 (取扱店) 銀行 取入 (取扱店 → 依頼人) 店 印紙		依頼日 年 月 日 振込先 銀行 預金種目 口座番号 受取人 第一生命保険株式会社 住所 依頼人 第一生命保険株式会社 住所 電話 振込先銀行 振込先銀行	
振込金 受領書 依頼日 年 月 日 手数料 円 金額 円 振込先 銀行 預金種目 口座番号 受取人 第一生命保険株式会社 依頼人 様 上記の金額正に受け取りました。 (取扱店) 銀行 取入 (取扱店 → 依頼人) 店 印紙		電信振 振込依頼書 依頼日 年 月 日 振込先 銀行 預金種目 口座番号 受取人 第一生命保険株式会社 住所 依頼人 第一生命保険株式会社 住所 電話 振込先銀行 振込先銀行	

保険料送金などにかかる費用につきましては、貴社にてご負担を頂くこととなっております。

Ⅵ 契約内容（保険料・保険期間・非課税限度額・住所・氏名等）の変更手続き

1 契約内容変更時の事務



●契約者から「契約変更申込書」が提出されましたら、記載内容についてご確認のうえ、第一生命へご提出ください。

●必要書類

- 第一の財形貯蓄変更申込書
- 第一の財形年金貯蓄変更申込書
- 第一の財形住宅貯蓄変更申込書

(1) 変更申込書の確認

契約者から提出された申込書は、次の点に注意のうえご確認ください。

- 保険料の変更・お払込の中断・再開

「申込書に記載の月から変更等が可能かどうか」をご確認ください。

- 非課税限度額の変更（財形年金・財形住宅のみ）

「財産形成非課税^特貯蓄限度額変更申告書」の「申告額の払込保険料累計額550万円以内で、かつ財形年金の申告額の払込保険料累計額385万円以下であること」が必要です。この場合、「財産形成非課税^特貯蓄限度額変更申告書」（事業主控および第一生命用）の所定欄に勤務先の署名または確認印を押印ください。

- 保険期間・保険料払込期間の変更

「保険料の払込期間中に貴社の定年時期を迎えることがないかどうか」をご確認ください。

- 住所・氏名・勤務先・賃金の支払者の変更（財形年金・財形住宅の場合）

これらの場合には、「変更の前後の内容と異動の生じた日の記載もれがないか」をご確認ください。

- 財形年金、住宅は非課税異動申告書欄に関する事項（氏名・住所・勤務先・賃金支払者）に変更があった場合は、法人番号、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

※マイナンバーの提出にあたっての留意事項はP16を参照ください。

なお、法人番号につきましては、契約者から提出後、事務ご担当者様にてご記入をお願いします。

(2) 変更申込書（事業主控）の保存

- 契約者から提出された変更申込書の事業主控により給与控除の手配をお願いします。

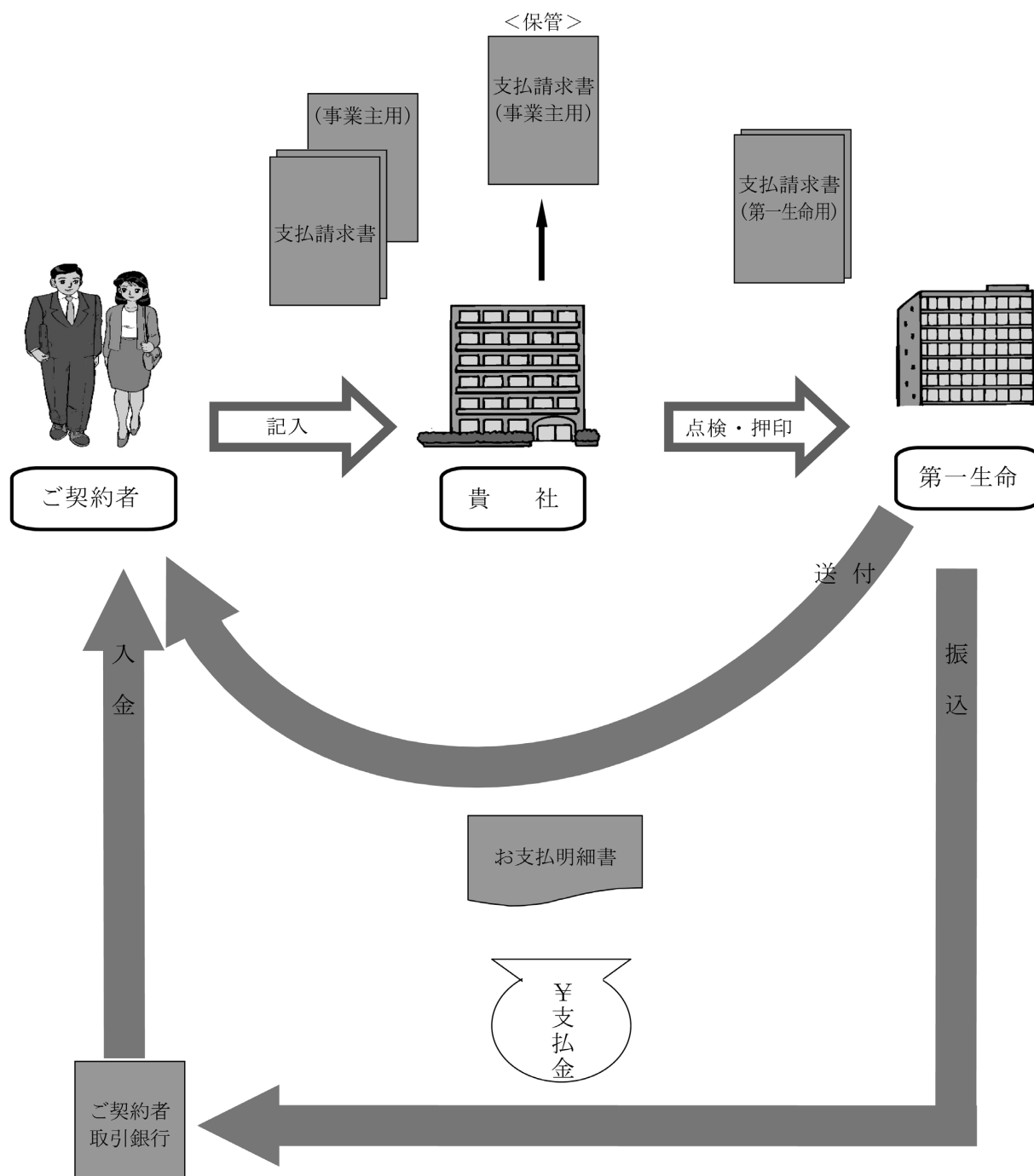
- 財形年金および財形住宅について、非課税申告関係の異動（非課税限度額の変更、住所・氏名・勤務先または賃金の支払者の所在地または名称の異動）があった場合には、変更申込書の事業主控が「財産形成非課税^特貯蓄限度額変更・異動・勤務先異動申告書（事業主控）」を兼ねていますので、加入者別に整理のうえ保管ください。これは法令により当該契約が消滅した年の翌年から5年間保存することが義務づけられています。

2 変更手続きの留意点

変更内容	一般財形	財形年金	財形住宅	留意点
契約者名・住所の変更	○	○	○	契約者名・住所に変更があった場合はすみやかにお届けください。改姓時には氏名変更事実の確認できる資料が必要です。(財形年金・財形住宅は非課税異動申告書も必要)
保険料変更	○	○	○	保険料は1,000円単位で増減ください。
払込の中断・再開	○	○	○	やむをえない理由が生じたときは、お申し出により保険料のお払込を一時的に中断することができます。財形年金または財形住宅は、保険料の払込を中断した場合、2年以内に払込を再開しなければなりません。
保険期間の変更	○	○	○	一般財形は4年(賞与払のみは5年)～40年、財形住宅は5年(賞与払のみは6年)～40年の範囲でいつでも将来に向かって変更することができます。ただし、満期時年齢が85歳を超えることはできません。
保険料払込期間の変更		○		保険料払込期間中に限り、いつでも変更することができます。(ただし、保険料払込終了日は満55歳以上で年金支払開始日までの期間が5年以内に限ります)。
年金支払開始時期の変更 年金の種類・年金の型		○		保険料払込期間中に限り、いつでも変更することができます。ただし、保険料積立期間は5年以上かつ保険料払込終了日は満55歳以上です。年金支払開始年齢は満60歳以上です。据置期間(年金支払開始日－払込期間満了日)は5年以内です。 <u>払込期間満了日までに退職等される場合は、勤労者である間に払込期間満了日の変更をしなければ、年金として受け取れないことがあります。</u>
非課税限度額の変更		○	○	財形年金は払込保険料累計額385万円まで、財形住宅は払込保険料累計額550万円までで、両方を通算して550万円までです。他に申告額がある場合、勤務先の署名または確認印を押印ください(非課税異動申告書も必要)。
勤務先の所在地・名称の変更	○	○	○	これらが発生した場合には、すみやかに所定の用紙でお届けください(「Ⅷ 退職・転勤時等の手続き」をご参照ください)。
賃金の支払者の所在地・名称の変更	○	○	○	
海外転勤・国内勤務		○	○	
退職・出向	○	○	○	
育児休業		○	○	育児休業等の終了後、「育児休業終了後の初回支給日」から1か月が経過する日までに保険料のお払い込みがなかった場合、育児休業等の終了日の翌日に解約(課税対象)されたものとみなし、ご契約の継続はできなくなります。

Ⅶ お支払請求の手続き

1 お支払請求時の事務



- 契約者から「支払請求書」が貴社事務担当者様へ提出されますので、記載内容と「添付書類」の有無についてご確認のうえ、第一生命へご提出ください。
- 「支払請求書」「添付書類」を第一生命にて確認し、支払後に「お支払明細書」を直接契約者ご本人あて送付します。
- * 年金のお支払については、第一生命から直接契約者にご案内し、貴社を経由しないでご請求・お支払の手続きを行ないます。

(1) 支払請求書の確認（解約等により契約が消滅する場合）

契約者から提出された支払請求書は、次の点にご注意のうえご確認ください。

●保険料の控除停止

「次回から保険料控除中止が可能かどうか」を事務担当者様をご確認ください。

保険料控除中止が間に合わない場合は、契約者にその旨をお知らせください（第一生命にお払い込みいただいた後で、ご返金いたします）。

●非課税貯蓄廃止申告書の記載内容（財形年金・財形住宅の場合）

「財産形成非課税^特貯蓄廃止申告書」の「必要項目がもれなく記載されているかどうか」をご確認ください。

特に、「住所」「氏名」欄等は直前に提出された「財産形成非課税^特貯蓄異動申告書」との一致もご確認ください。一致していない場合は、「財産形成非課税^特貯蓄異動申告書」をあわせて提出いただくことが必要となります。

(2) 支払請求書（事業主用）の保存（解約等により契約が消滅する場合）

●契約者から提出された支払請求書により契約が消滅する場合には、保険料の給与控除を停止する手配をお願いします。

●財形年金および財形住宅については「財産形成非課税^特貯蓄廃止申告書」を兼ねていますので、加入者別に整理のうえ保管ください。法令により当該契約が消滅した年の翌年から5年間保存することが義務づけられています。

2 お支払請求時の必要書類

共通商品	請求内容	必要書類
財形貯蓄	解約 (課税)	本人確認書類の写し(運転免許証など)(税引前の請求金額が1,000万円を超える場合) ※財形年金で解約返戻金が100万円を超える場合は、マイナンバー申告台紙を払出手続きの翌月に別途送付いたします。 ※本籍地部分および条件等欄(運転免許証の場合のみ)を黒く塗りつぶして提出ください。
	満期保険金 (課税)	本人確認書類の写し(運転免許証など)(税引前の請求金額が1,000万円を超える場合) ※お手続きは満期日の1か月前までとなります。 ※本籍地部分および条件等欄(運転免許証の場合のみ)を黒く塗りつぶして提出ください。
	一部払出 (課税)	本人確認書類の写し(運転免許証など)(税引前の請求金額が1,000万円を超える場合) ※本籍地部分および条件等欄(運転免許証の場合のみ)を黒く塗りつぶして提出ください。

3 お支払請求時の要件および必要書類<財形住宅>

要件	住宅取得	<p>①契約者が所有(自己名義)し、かつ居住する住宅であること。</p> <p>②床面積が50㎡以上、かつ店舗・事務所併用の場合は、居住用部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること。</p> <p>③中古住宅の場合は築後20年(耐火構造は25年)以内であること。※耐震構造住宅の場合、築後年数は問いません。</p> <p>④払出金額が取得費用(建物価格)以下であること。 ※共有名義の場合の払出金額は、当該住宅の取得費用のうち、契約者本人の持分に応じた費用の額に限られます。</p> <p>⑤1回の住宅取得に対し、頭金としての一部払出は1回限り。</p> <p>⑥住宅取得前的一部払出日から2年以内か、住宅取得日から1年以内のいずれか早い日までに、住宅取得登記後に必要書類の提出ができること。 【注】⑥に記載の書類が提出されない場合、解約(課税扱い)していただくことになります。その際すでに非課税でお受け取りいただいた一部払出時の利息についても、5年間遡って課税されます。なお、財形関係法令の改正により変更となる場合があります。</p>
	増改築等	<p>①契約者が所有(自己名義)し、かつ居住する住宅に対する工事であること。</p> <p>②増改築後の総床面積が50㎡以上であること。</p> <p>③店舗・事務所併用の場合は、居住用部分の床面積が工事全体の床面積の2分の1以上であること。</p> <p>④増改築等工事の費用が75万円超であること、かつ払出金額が工事費用以下であること。 ※共有名義の場合の払出金額は、当該住宅の工事費用のうち、契約者本人の持分に応じた費用の額に限られます。</p> <p>⑤1回の増改築等工事に対し、頭金としての一部払出は1回限り。</p> <p>⑥工事完了前的一部払出日から2年以内か、工事完了日から1年以内のいずれか早い日までに、工事完了後に必要書類の提出ができること。 ※必要書類にて工事完了日が確認できない場合は、別途、工事完了日が確認できる書類の提出をお願いすることがあります。 【注】⑥に記載の書類が提出されなかった場合、解約(課税扱い)していただくことになります。その際すでに非課税でお受け取りいただいた一部払出時の利息についても、5年間遡って課税されます。なお、財形関係法令の改正により変更となる場合があります。</p>

必要書類	住宅取得登記前 《頭金払出》	住宅の「売買契約書」(写)又は「工事請負契約書」(写) 「積立金残高の10分の9相当額」か「住宅の取得費用(建物価格)」のいずれか低い額以下の金額(1回限り)を一部払出することができます。 ※共有名義であれば自己名義割合分、居住以外の部分があれば居住用面積の割合分の費用。
	住宅取得登記後	<p>①住宅の「登記事項証明書」(写可) ※発行後6か月以内のもの</p> <p>②住民票(個人番号(マイナンバー)/住民票コード/本籍地)の記載が無いもの ※発行後6か月以内のもの</p> <p>③住宅の「売買契約書」(写)又は「工事請負契約書」(写) ※すでに一部払出時にご提出されている場合は不要です。</p> <p>④耐震基準適合証明書(写可) ⇒ [中古住宅購入時、築後年数が非耐火構造20年超/耐火構造25年超の場合のみ]</p>
	手続き期限	<p>払出できるのは、当該住宅の登記日から1年以内か、またはすでに頭金として一部払出をされている場合は、一部払出日から2年以内のいずれか早い日までとなります。</p> <p>※非課税払出期間は退職等の日から1年以内のため、退職等の日から1年経過後の払出は課税扱いとなります。</p>
	住宅取得登記後 《頭金払出》	住宅の「工事請負契約書」(写) 「積立金残高の10分の9相当額」か「増改築等の工事費用」のいずれか低い額以下の金額(1回限り)を一部払出することができます。 ※共有名義であれば自己名義割合分の費用。
財形住宅(増改築等)	工事完了後	<p>①住宅の「登記事項証明書」(写可) ※発行後6か月以内のもの</p> <p>②住民票(個人番号(マイナンバー)/住民票コード/本籍地)の記載が無いもの ※発行後6か月以内のもの</p> <p>③住宅の「工事請負契約書」(写) ※すでに一部払出時にご提出されている場合は不要です。</p> <p>④「建築物の確認済証」(写)または「検証済証」(写)・・・市区町村等の建築主事または指定確認検査機関が発行。または「増改築等工事証明書」<法定書式>(写可)・・・都道府県に登録された建築士事務所所属する建築士が発行。 ※工事費用が75万円超100万円以下の場合、施工業者が発行の「増改築等工事完了届」<法定書式>でも可能。</p>
	手続き期限	<p>払出ができるのは、当該住宅の増改築等の工事が完了した日から1年以内か、またはすでに頭金として一部払出をされている場合は、一部払出日から2年以内のいずれか早い日までとなります。</p> <p>※非課税払出期間は退職等の日から1年以内のため、退職等の日から1年経過後の払出は課税扱いとなります。</p>

4 ご請求にあたってのご留意点

- 当社が必要と認めた場合は、記載以外の書類の提出をお願いすることがあります。
- 死亡給付金・災害死亡保険金の受取人（ご請求者）は、約款に記載の次の順位によります。
 1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹（ただし、受取人を特に指定されている場合は、その方が受取人となります）
- 年金支払開始後に被保険者が死亡されたことにより未払年金現価をお支払いする場合は、法定相続人が受取人となります。
- 高度障害給付金・災害高度障害保険金の受取人（ご請求者）は、被保険者（契約者）となります。

5 お支払請求書の記入要領

財形積立保険支払請求書

一 般 財 形
財 形 年 金 共通
財 形 住 宅

1商品につき、1部ご記入ください。

（お振り込みについて）
ご提出後、1週間程度でお振り込みいたします。（なお、手続書類が不足している場合などは、さらに日数を要することがあります。）お振り込み完了後に、「お支払明細」を送付いたします。

（契約者証について）
請求内容が「①解約」「⑦全額払出」について、お手元に契約者証がある場合は、提出ください。お手元がない場合は、提出不要です。

記入要領

- 1商品につき1部ご記入ください。
- この支払請求書は、必ず請求者ご自身がボールペンで強くご記入ください。（消せるボールペンは使用不可）
- 訂正される場合は、訂正箇所は二重線で抹消のうえ、請求者ご自身の訂正署名（漢字フルネーム）、または訂正印を押印ください。
- 「第一生命提出用」を第一生命へ提出ください。「勤務先用」は事業主様で保管ください。

【全商品共通】
契約番号を契約者証等でご確認のうえ正確にご記入ください。
※数字のみ11桁でご記入ください。

【全商品共通】
現在の住民票と同一の住所をご記入ください。
ご登録住所を変更される場合は、別途「財形変更申込書」にてご住所変更のお手続きが必要となります。

【全商品共通】
請求内容を○で囲んでください。

【財形住宅】
頭金払出の場合は、「住宅要件確認事項」の全項目を必ずご記入ください。

【財形年金・財形住宅】
お届けの非課税申告額をご記入ください。

【財形年金・財形住宅】
勤務先は、契約者の賃金の源泉徴収、納付事務を行っているところとなります。
賃金の支払者は、契約者を雇用している企業・団体の名称となります。
※本一括で賃金の支払事務を行っている場合は、「勤務先」と「賃金の支払者」は同一となります。

【財形年金・財形住宅】
（退職後・再就職後）
退職もしくは再就職されている場合は、財形の積立期間中に所属されていた「勤務先」「賃金の支払者」をご記入ください。

第一生命株式会社 へて
財形積立保険支払請求書

2枚目の勤務先用は勤務先に提出ください。

第一生命提出用

約款の規定により以下の支払いを請求します。

第一生命では、お客様の個人情報（財形積立保険契約継続手続きのご案内）に記載の利用目的にのみご活用いたします。

記入日 **2016年 4月 5日**

保険種類 財形貯蓄積立保険 (一般財形)
 財形年金積立保険
 財形住宅貯蓄積立保険

保険種類に✓をしてください。

【退職後】
退職後は、勤務先の確認印および「勤務先用」の提出は不要です。

【全商品共通】
財形事務ご担当者様のご署名または押印ください。

請求者名 **ダイイチ** フリガナ **ダイイチ** 表紙の「個人情報取扱に関する了解事項」の記載内容に同意のうえ請求します。

生年月日 **35** 年 **1** 月 **1** 日 日中連絡 ☎ **0465-99-9999**

勤務先名 **〇〇商事株式会社** 部署名 **営業部** 従業員番号 **98765**

現住所 **東京都江東区豊洲3-2-3** 電話番号 ☎ **0455-66-6666**

※注 届出住所の変更が伴う場合は別途「財形変更申込書」にて住所変更手続きが必要となります。

請求内容

① 解約 (課税) ② 満期保険金 (課税) ③ 一部払出・金額指定 (税引前) ④ 一部払出・限度額一杯 (課税)

⑤ 限度額一杯 (任意返還) (税引前) ⑥ 全額払出 (契約は消滅します) ⑦ 残額の限度額一括払出 (積立返還) ⑧ 残額の金額指定払出 (積立返還)

金額指定: **000** 円
積立返還: **000** 円

受取口座 **第一 豊洲** 口座番号 **1023456** 請求者様

【備考欄】
請求者ご本人の口座をご記入ください。
※ゆうちょ銀行へのお振り込みも指定いただけます。
(記入例) ゆうちょ銀行 999支店 口座番号 1234567

6 税制上のお取り扱いについて

●一般財形

満期保険金	源泉分離課税 利子所得として差益部分に所得税※15.315%・住民税5%が課せられます。 ※復興特別所得税0.315%含む。
解約返戻金および一部払出による返戻金	源泉分離課税 利子所得として差益部分に所得税※15.315%・住民税5%が課せられます。 ※復興特別所得税0.315%含む。
災害死亡保険金および死亡給付金	相続税 ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、(500万円×法定相続人数)を限度として非課税扱の優遇措置があります(死亡給付金はこの優遇措置を受けることができません)。
災害高度障害保険金及び高度障害給付金	非課税

●財形年金

年金	非課税 ただし、年金支払開始日以後の被保険者死亡による一時金は、相続税が課せられます。
解約返戻金	(1) 年金支払開始日前 災害等の事由が原因で、その事由が生じてから1年を経過するまでの間に税務署の確認を受けたうえで、払出しを行った場合には、非課税となります。それ以外の場合には一時所得として課税され、支払金額が100万円超は支払調書が発行されます。その場合は、マイナンバー申告台紙を払出手続の翌月に別途送付いたします。 (2) 年金支払開始日以後 確定年金の場合のみ解約できます。終身年金につきましては解約することはできません。 ①年金支払開始日以後5年以内 ・すでに受け取られている年金は、利子所得として差益部分に所得税※15.315%・住民税5%が源泉分離課税されます。 ※復興特別所得税0.315%含む。 ・一時金(解約返戻金)は一時所得課税対象となります。 ②年金支払開始日以後5年経過後 ・すでに受け取られている年金は、非課税となります。 ・一時金(解約返戻金)は一時所得課税対象となります。
災害死亡保険金及び死亡給付金	相続税 ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、(500万円×法定相続人数)を限度として非課税の優遇措置があります(死亡給付金はこの優遇措置を受けることができません)。
災害高度障害保険金及び高度障害給付金	非課税

●財形住宅

生存給付金	<p>非課税</p> <p>ただし、住宅取得または増改築のための頭金等にあてるため、生存給付金（残高の9割まで）をお支払いをした後、頭金払出日から2年以内か住宅取得日（増改築の場合、工事完了日）から1年以内のいずれか早い日までに、必要書類のご提出がない場合等、要件違反となった場合は既にお支払いした生存給付金についても遡及して<u>利子所得として差益部分に所得税※15.315%・住民税5%が源泉分離課税</u>されます。</p> <p>※復興特別所得税0.315%含む。</p>
解約返戻金	<p>源泉分離課税</p> <p><u>利子所得として差益部分に所得税※15.315%・住民税5%が課せられます。</u></p> <p>ただし、災害等の事由が原因で、その事由が生じてから1年を経過するまでの間に税務署の確認を受けたうえで、払出しを行った場合には非課税となります。</p> <p>※復興特別所得税0.315%含む。</p> <p>差益＝解約返戻金＋配当積立金－既払込保険料累計</p>
災害死亡保険金及び死亡給付金	<p>相続税</p> <p>ただし、災害死亡保険金の受取人が被保険者の法定相続人である場合には、(500万円×法定相続人数)を限度として非課税の優遇措置があります（死亡給付金はこの優遇措置を受けることができません）。</p>
災害高度障害保険金及び高度障害給付金	<p>非課税</p>

【ご留意事項】

- ・非課税貯蓄限度額について

保険料のお払い込みは、財産形成非課税住宅・年金貯蓄申告書に記載された最高限度額までです。限度額にご留意ください。万一、途中で最高限度額を超えることになった場合は、その保険料のお払い込みはできません。お払い込みがあってもお返しすることになります。

- ・その他

生命保険料控除の対象になりません。

VIII 退職・転勤時等の手続き

1 退職等（退職・役員昇格・死亡等）に伴う手続き

- 払込期間中に契約者が退職・役員昇格・死亡等により貴社の勤労者でなくなったときは、すみやかに「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」をご提出ください（契約者より契約が解約されたときは、この必要はありません）。
 - 財形年金の契約者で、すでに保険料の払込が終了し「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」を提出されている場合は、契約者から下記の「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出いただきます。
- ※退職・役員昇格の場合は退職後2年・役員昇格後1年で解約扱となります。

第一の財形年金貯蓄
第一生命提出用

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書

< 退職、役員昇格、海外転勤確定後にご提出ください >

（ご注意）消せるボールペンは使用不可

受付

第一生命保険株式会社 へ

契約番号

個人情報の取扱

1. 個人情報の利用目的

(1) 個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

(2) この利用目的は、当社ホームページおよびディスプレイロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

2. 個人情報の取扱に関する了解事項

お客様の個人情報は、本保険の事務手続きに必要な範囲内で事業主、第一生命、他の取扱生命保険会社および他の取扱金融機関の間で相互に提供されます。

なお、事業主はお客様の個人情報を本保険の事務手続きのため使用いたします。

財産形成年金貯蓄者の退職等申告書

税務署長 へ 記入日 年 月 日

フリガナ			
氏名			
住所			

退職・転任その他の理由により、租税特別措置法施行令第2条の32第2項に規定する不適格事由に該当することとなったので、この旨申告します。

種別	生命保険の保険料	確認申告書の提出年月日	年 月 日
積立期間の末日	年 月 日	年金支払開始日	年 月 日
不適格事由該当年月日	年 月 日	不適格事由の内容	

勤務先	所在地	
	名称	
賃金の支払者	所在地	
	名称	
	法人番号	
事務代行先	所在地	
	名称	法人番号
受入機関の営業所等	所在地	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号
	名称	第一生命保険株式会社本店 法人番号 101100011174683

受入機関の
受理日付印

- 当申告書はお払込み終了後に退職、役員昇格、海外転勤された場合にご提出ください。
- 当申告書の氏名・住所等がすでに提出済みの「財産形成非課税年金貯蓄申告書」等の氏名・住所と異なるときは「第一の財形年金貯蓄変更申込書」を合わせてご提出ください。
- 「不適格事由の内容」欄は「退職」または「役員昇格」、「海外転勤」のいずれかをご記入ください。

点検

入力

(2) 新勤務先で第一生命の財形貯蓄制度が導入されていない場合（他金融機関の財形貯蓄制度あり）

*** 承継制度 ***

●退職等の日から2年以内に必要書類を新金融機関へ提出し、旧勤務先で行なっていた財形貯蓄積立金を新勤務先の異なる金融機関へ移管する手続きを行うことで、契約を継続することができます。

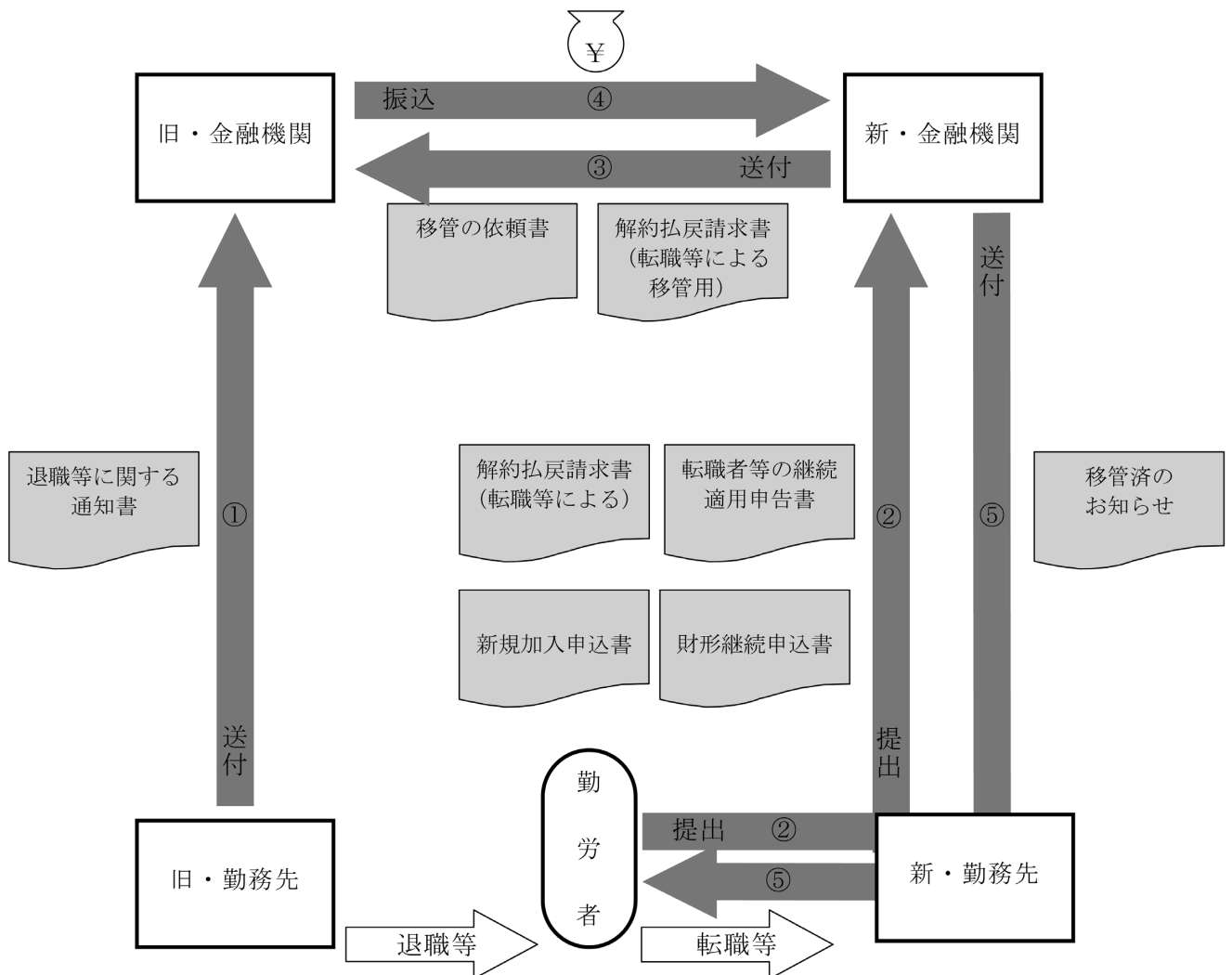
●旧金融機関での貯蓄残高の全額を新金融機関の同一商品へ預け入れします。

[お取り扱い]

①旧勤務先は、すみやかに「財産形成貯蓄の退職等に関する通知書」を第一生命にご提出ください。

②契約者は、継続手続き関係書類を新勤務先にご提出ください。

新勤務先は、継続手続き書類を新財形取扱金融機関へご提出ください。



4 育児休業等に伴う手続き（財形年金、財形住宅のみ）

- 育児休業等（産前・産後休暇を含み、お子さまが3歳に達するまでを限度とします。）により2年以上保険料のお払い込みができない場合は、休業前に「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」をご提出ください。保険料のお払い込みがないまま2年が経過しても、ご契約を継続することができます。
- お払い込みの中断が2年未満の場合はご提出いただく必要はありません。
- 提出後、育児休業期間が変更となった場合は、変更前後の育児休業終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」をご提出ください。
- 育児休業中に、別の子の育児休業等を経て取得する場合は、再度ご提出ください。
- 育児休業終了直後に支給される給与（賞与時払のみの場合は賞与）の支給日から保険料のお払い込みを再開ください。
- 保険料が払い込まれないまま、前項の支給日から1か月を経過したときは、育児休業の終了日の翌日に契約者によって解約されたものとみなします。

保険種類に✓をしてください。
複数商品にご加入の場合は、商品ごとに申告書をご提出ください。

第一生命提出用

保険種類
 財形住宅貯蓄積立保険 財形年金積立保険

育児休業等の財形非課税継続適用申告書・期間変更申告書

（ご注意）3部複写につきボールペンで強くご記入ください。（消せるボールペンは使用不可）

第一生命保険株式会社 へ

私は、下記の { 財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、
財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、
育児休業等の期間を変更したいので、 }
ご契約者控裏面の「個人情報の利用目的」を確認し、「個人情報の取扱いに関する了解事項」の記載内容に同意のうえ、この旨申告します。

1. 契約者証等を確認のうえ、契約番号・団体番号を数字のみ11桁でご記入ください。

契約番号												団体番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
2. 申告内容を○で囲んでください。（育児休業中に、続けて別の子の育児休業等を取付する場合は、アを選択ください）

<input checked="" type="radio"/> 育児休業等の新規取得	<input type="radio"/> 育児休業等の期間の変更
---	-----------------------------------
3. 育児休業等の終了直後に給与（賞与）が支給される日付をご記入ください。

育児休業終了後の初回支給日	令和				勤務先確認欄			
---------------	----	--	--	--	--------	--	--	--

※ご留意事項 上記の給与（賞与）分からは保険料の控除を再開します。育児休業等の終了後、上記「育児休業終了後の初回支給日」から1か月が経過する日までに保険料のお払い込みがなかった場合、育児休業等の終了日の翌日に解約（課税扱い）されたものとみなし、ご契約の継続はできなくなります。
4. 太枠線内をご記入ください。
 - ① 記入日をご記入ください。
 - ② 契約者の氏名をご記入ください。
 - ③ 住所をご記入ください。
 - ④ 育児休業等の期間をご記入ください。
※開始日までに申告いただく必要があります。
 - ⑤ (2.で○育児休業等の期間の変更を選択の方のみ) 変更後の育児休業等の期間をご記入ください。
 - ⑥ お子さまの氏名をご記入ください。
※未定の場合は記入不要です。
 - ⑦ お子さまの生年月日をご記入ください。
※出産前の場合は出産予定年月日をご記入ください。
 - ⑧ 勤務先をご記入ください。
 - ⑨ 契約者の賞金の源泉徴収、納付事務を行っているところ（勤務先の本社等）をご記入ください。

育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書
育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書
育児休業等期間変更申告書

税務署長 殿 ① 記入日 年 月 日

② カリガナ 氏 名
③ 住 所

財産形成住宅貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受けたいので、
財産形成年金貯蓄につき引き続き租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けたいので、
育児休業等の期間を変更したいので、
この旨申告します。

④ 期 間	⑤ 変更後の期間
育児休業等 令和 年 月 日から 年 月 日まで	令和 年 月 日から 年 月 日まで
⑥ 子の氏名	⑦ 子の生年月日 (印鑑を捺印)
種 別 生命保険の保険料	令和 年 月 日
受入機関の 営業所等	所在地 東京都千代田区有楽町1-13-1
名 称 第一生命保険株式会社本店	法人番号 1011010011174683
⑧ 休業前の 勤務先	所在地
名 称	
⑨ 休業前の 賞金支払	所在地
名 称	
法人番号	
受入機関の 受理日付印	
所在地	
名 称	
法人番号	
(その他)	

※出産前に本申告書をご提出いただく方へ
お子さまの氏名、生年月日が確定いたしましたら、
下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ
電話番号：0120-998-665
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除きます)

●「第一生命提出用」を第一生命へご提出ください。「事業主控」は事業主様で、「ご契約者控」はご契約者様で保管ください。

両様	入力
----	----

財形（国）12130-06 2022.2 保存期間 消滅後5年 (ただし消滅した年の翌年から5年)

5 保険料払込期間終了時の手続き（財形年金のみ）

- 保険料払込期間終了後2か月以内に、契約者から「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」をご提出いただきます。

第一の財形年金貯蓄

第一生命提出用
①

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書

受付

第一生命保険株式会社 あて

契約番号

団体番号

（ご注意）3部複写につきボールペンで強くご記入ください。（消せるボールペンは使用不可）

個人情報の取扱

1. 個人情報の利用目的
 - (1) 個人情報とは、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
 - ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ④その他保険に関連・付随する業務
 - (2) この利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。
2. 個人情報の取扱に関する了解事項

お客さまの個人情報は、本保険の事務手続きに必要な範囲内で事業主、第一生命、他の取扱生命保険会社および他の取扱金融機関の間で相互に提供されます。

なお、事業主はお客さまの個人情報を本保険の事務手続きのため使用いたします。

財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書

税務署長殿 記入日 年 月 日

フリガナ		(生年月日)	
氏名			年 月 日
住所			

財産形成年金貯蓄につき、下記事項を申告します。

種別	生命保険の保険料	最高限度額	万円
積立期間の末日	年 月 日	積立期間の末日の現在高	円
年金支払開始日	年 月 日	年金の額	未定円
年金支払期間		(摘要)	
年金支払時期	毎年 月 日		

勤務先	所在地			
	名称			
賃金の支払者	所在地			
	名称	法人番号		
事務代行先	所在地			
	名称	法人番号		
受入機関の営業所等	所在地	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号		
	名称	第一生命保険株式会社本店	法人番号	10110001174683
(その他)				

受入機関の
受理日付印

点検

 入力

- 当申告書の氏名・住所等がすでにご提出済の「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」等の氏名・住所と異なるときは「第一の財形年金貯蓄変更申込書」をあわせてご提出ください。
- 当申告書のご提出期限は、**お払込み終了後2か月以内**です。
ご提出期限までに当申告書のご提出がないときは課税扱いで解約となりますのでお早めにご提出ください。
- 当申告書では変更のお手続きはできません。
- 当申告書をご勤務先経由でご提出ください。また法人番号は事務の担当者様をご記入ください。

財形【登】21314-10 2022.2 保存期間 消滅後5年 本

6 財形貯蓄商品（一般財形）の預替え手続き

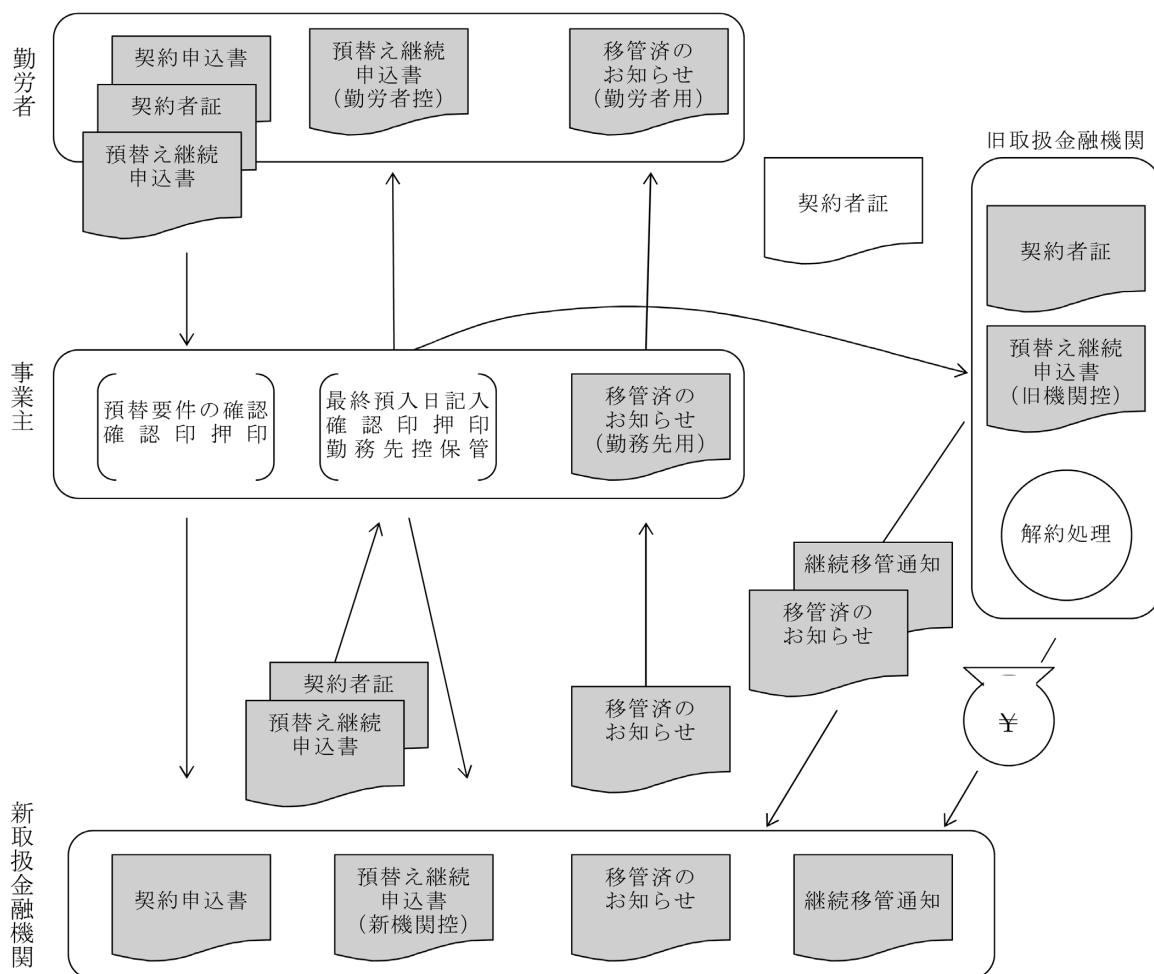
(1) 概要

勤労者が自己の責任において商品の選択を幅広く行なうことができるよう、一般財形のみ契約途中において他の金融機関への変更（預替え）を行なうことができます。

(2) ご留意事項

- ・貯蓄歴3年以上の契約者のみお取り扱いできます。（預替えの法令要件）
- ・当制度は取扱機関の変更であって、貯蓄商品を変更できるものではありません。
（例）一般財形から年金財形への変更はできません。
- ・旧取扱金融機関の旧一般財形の解約返戻金の全部を新取扱金融機関の契約への最初の払込とします。

(3) 事務



- ① 契約者は、新取扱金融機関への新規加入申込書・旧一般財形の契約者証・預替え継続申込書を事業主にご提出ください。
- ② 事業主は預替え要件を確認して、預替え継続申込書（上部該当箇所）に確認印を押印のうえ、関係書類を新取扱金融機関へご提出ください。
- ③ 新取扱金融機関が預替え継続申込書に解約返戻金受入口座を記入して勤務先に返送します。
- ④ 事業主は預替え継続申込書に最終預入日を記入して、確認印を押印（下部該当箇所）のうえ、第一生命にご送付ください。

Ⅸ 契約者への諸通知の配布

1 「積立金残高のお知らせ」

- 毎年1回以上あらかじめ貴社と定めた時期に、契約者ごとに作成した「積立金残高のお知らせ」と貴社用の「積立金残高一覧表」をお届けします。
- 「積立金残高のお知らせ」には、積立金の残高のほか将来の受取額試算・非課税限度額の超過見込時期など個々の契約に合せた内容を出力しておりますので、必ず契約者に配布ください。

一般財形積立金残高のお知らせ																							
ご契約者	様																						
会社使用欄	<ul style="list-style-type: none"> ● お届け住所 ● 通知名 一般財形積立金残高のお知らせ ● お問合せ先 一般財形積立金残高のお知らせ ● 電話番号 																						
	この通知の作成基準日 令和 3年 6月末日																						
ご契約日	令和 元年 6月 25日	お払込満了日	令和 40年 5月 25日																				
保険期間	40年																						
ご契約内容	お払込内容	保険料	最終お払込年月																				
	月払	3,000円	3年 5月まで																				
	賞与時払(夏期)	5,000円	2年 12月まで																				
	賞与時払(冬期)	5,000円																					
	お払込保険料累計額	18,690円																					
	保険料変更予定	月払	年 月から 年に 円に																				
	賞与時払(夏期)	年 月から 年に 円に																					
	賞与時払(冬期)	年 月から 年に 円に																					
	保険料お払込中断期間	月払	年 月から 年に 円まで																				
	賞与時払	年 月から 年に 円まで																					
積立金残高	積立金残高	18,710円	災害保険金 93,450円																				
第一生命からのメッセージ	<p>◆現在の第一生命へのお届け住所は上記「お届け住所」欄のとおりとなっております。お届け住所に変更がありましたら、ご勤務先を通して変更手続きをお取りくださるようお願いいたします。</p>																						
	<p>[将来積立金残高見込 (毎年のご契約の応当日 6月25日 時点)] (お払込保険料累計額は各年の応当日の前月分までで計算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3年 6月</th> <th>お払込保険料累計額</th> <th>積立金残高(税引前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年後</td> <td>令和 4年 6月</td> <td>64,690円</td> <td>64,902円</td> </tr> <tr> <td>3年後</td> <td>令和 6年 6月</td> <td>110,690円</td> <td>112,075円</td> </tr> <tr> <td>5年後</td> <td>令和 8年 6月</td> <td>202,690円</td> <td>210,130円</td> </tr> <tr> <td>10年後</td> <td>令和 13年 6月</td> <td>524,690円</td> <td>596,175円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*記載の「積立金残高」は途中のお引出しはないものとして令和 3年度決算配当率(案)をもとに計算したものです。配当率は今後変動(増減)することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。</p>				令和 3年 6月	お払込保険料累計額	積立金残高(税引前)	1年後	令和 4年 6月	64,690円	64,902円	3年後	令和 6年 6月	110,690円	112,075円	5年後	令和 8年 6月	202,690円	210,130円	10年後	令和 13年 6月	524,690円	596,175円
	令和 3年 6月	お払込保険料累計額	積立金残高(税引前)																				
1年後	令和 4年 6月	64,690円	64,902円																				
3年後	令和 6年 6月	110,690円	112,075円																				
5年後	令和 8年 6月	202,690円	210,130円																				
10年後	令和 13年 6月	524,690円	596,175円																				

- 「積立金残高のお知らせ」は、財形持家融資制度等をご利用になるときに残高証明書としてご使用いただくことができます。

2 「財形ご契約についてのお知らせ」

第一生命から契約者あてに「財形積立保険お手続きのご案内」を直接送付いたします。

●不適合（退職・役員昇格）契約

退職後2年・役員昇格後1年経過で解約扱となるため、退職の日から2年以内にお手続きをする必要があります。退職日または、不適合入力日のいずれか遅い日付から1か月後、1年9か月後にご通知いたします。

※財形住宅は、退職日等から9か月、1年を経過時点でもご通知いたします。

●保険料払込中断中契約

連続して保険料払込がない場合、2年経過で解約扱となります。2年経過の3か月前にご通知いたします。

●海外勤務中契約

海外勤務者のご契約については、海外勤務から7年経過で解約扱となります。7年経過の3か月前にご通知いたします。

●財形住宅頭金払出後の手続未了契約

財形住宅の生存給付金（頭金払出）支払後、財形法に定められた必要書類（全部事項証明書・住民票）を期限内（注）にご提出されなかった場合、頭金払出日より2年経過で解約（課税）扱となります。頭金払出日から9か月経過後にご通知いたします。（注）住宅取得（工事完了）の日から1年以内か、または、頭金払出日から2年のいずれか早い日までとなります。

●育児休業中契約

育児休業等の終了直後に支給される給与（賞与時払のみの場合は賞与）の支給日から1か月を経過する日までに保険料の払い込みがなかった場合、解約扱となります。

3 「財形貯蓄積立保険ご継続のおすすめ（満期のご案内）」（一般財形のみ）

●保険期間満了の約3か月前にお届けしますので、契約者に配布ください。

また、貴社用として「満期契約のご案内」をお届けします。

●満期の取り扱いをご希望であれば満期保険金の支払請求をすることができますので、満期日の1か月前までに所定の用紙（支払請求書）にてお手続きください。

●契約者から特にお申出がない場合には、自動的に保険期間を1年間延長されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

（引き続き保険料をお払い込みいただくことができます。）

4 「お払込期間満了のお知らせ」（財形年金）

●保険料払込期間満了月の3か月前に次の書類をお届けしますので、契約者に配布ください。また、貴社用として「お払込期間満了予定者一覧表」をお届けします。

- ・お払込期間満了のお知らせ
- ・非課税適用確認申告書
- ・退職等申告書

5 「年金開始のご案内」(財形年金)

- 年金開始月の2か月前に次の書類を年金受取人(契約者ご本人)あてに送付します。以後の手続きは契約者と第一生命とで直接行ないます。
 - ・年金開始請求書
 - ・ご請求手続きのご案内
- 年金受取人は年金支払開始日の10日前までに以下の書類を当社あてにご送付ください。その日までに提出されない場合には年金の支払が遅れることになります。

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、ご契約いただいております財形年金積立保険契約について、
まもなく年金のお支払時期となりますのでご案内申し上げます。
同封の「ご請求手続きのご案内」をご覧ください、以下の請求書に
必要事項を記入のうえ、ご請求いただきますようお願い申し上げます。

敬具

*裏面もご参照ください。

〒100 - 8411
東京都千代田区有楽町
1-13-1

第一 太郎 様

#B0120 *34567890012

契約番号 0012345678-9			作成日 2019年 1月 8日
初回年金支払日 2019年 3月20日	年金種類 10年確定 定額型	支払回数 年1回支払	
積立金による年金額 128,800円	年金開始当日までの 積立配当金による増額年金 4,100円	今回支払年金額 132,900円	

上記の金額は作成日時点のものです。予定利率および配当率等の変更により変動することがありますので、年金支払時の金額をお約束するものではありません。

第一生命保険株式会社
<お問い合わせ先>
東京団体事務課 財形グループ
〒 -
TEL 0120-998-665

(キリトリ線)

第一生命保険株式会社 あて

財形年金積立保険 年金開始請求書

次の契約の年金を請求します。

ご提出期限
2019年 3月 8日

帳票番号 21579

契約番号	契約者(年金受取人)	初回年金支払日	支払回数	(お願い)
0012345678-9	第一 太郎 様	2019年 3月 20日	年1回支払	期限までにご返送いただけない場合は、お支払が遅れますので、お早めにご返送ください。

請求日(記入日) 年 月 日

年金受取人がすでにお亡くなりになっている場合、お問い合わせ先までご連絡ください。

年金受取人 **ダイイチ タロウ** 様が必ずご記入ください。

フリガナ

お名前

性別 男 女 生年月日 昭和 平成 令和 西暦 年 月 日

住所

〒100 - 8411 電話番号 050-0123-4567
東京都千代田区有楽町
1-13-1

年金受取人の「現住所」が上記の住所と異なる場合には、「現住所」を以下にご記入ください。届出住所を変更します。*

〒()番()フリガナ(町村以下)

都道府県 市郡 区

*ただし、ご退職により「退職等申告書」を送付されている場合があります。在職中の場合、別途「変更申込書」が必要となりますので、お問い合わせください。

年金を受け取る口座をご指定ください。

フリガナ

銀行口座

金融機関コード フリガナ

銀行 労金 支店
 農協 信相 出張所
 信金 支所

口座種類 普通・総合 口座番号(5桁) 支店コード

※必ず年金受取人ご本人名義の口座をご記入ください。

口座名義人 **ダイイチ タロウ**

日中連絡先 () - 当社よりご連絡させていただく場合がございますので、日中連絡先をご記入ください。

■「非課税適用確認申告書」ご提出のお願い

・本請求書の作成日現在、「非課税適用確認申告書」をご提出いただけておりません。法令上提出が義務付けられているため本請求書とあわせてご提出ください。このご案内と行き違いにお手続きがお済みの場合はご了承のほどお願い申し上げます。

■ご退職されている場合

・積立期間満了日(2019年1月20日)を同封の「退職等申告書」の「積立期間末日」の欄にご記入いただき、本請求書とあわせてご提出ください。

個人情報取扱について

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け、ご経緯・維持管理・保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

*各種商品・サービスの詳細は、当社ホームページ(https://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください。

第一生命使用欄		
経路	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 来社 <input type="checkbox"/> 取扱者	
受取日	<input type="checkbox"/> その他()	
請求書受領日()	年 月 日	
再受領日()	年 月 日	
取扱者氏名(自署)		
取扱者個人番号		
受付印	<input type="checkbox"/> 本社 <input type="checkbox"/> 支社 <input type="checkbox"/> 営業	
備考		

財形[登]21579-11 2021.11 10年(改)困

X その他

1 財形持家融資制度

1. 制度の概要

(1) 融資資格

- ① 1年以上継続して、財形貯蓄（一般財形、財形年金または財形住宅）を行なっていること
- ② 借入申込日の2年前の日から借入申込日までの期間内に、財形貯蓄契約にもとづき保険料の払込を行なっていること
- ③ 借入申込日において、50万円以上の財形貯蓄の残高があること
- ④ 財形持家分譲融資を受けていないこと

等、一定の条件のもとに独立行政法人勤労者退職金共済機構または住宅金融支援機構（公務員および公共企業体の職員の方については共済組合等）から財形持家融資を受けることができます。

(2) 事業主による利子等の負担軽減措置

財形持家融資制度を利用するためには、事業主により5年以上の期間にわたって、独立行政法人雇用・能力開発機構の融資額の1%に相当する額（その額が3万円を超える場合は3万円）以上の援助が行なわれること等が必要です。

2. 融資限度額

積立金残高の10倍に相当する額までで、最高4,000万円です。

- 詳しくは独立行政法人勤労者退職金共済機構や独立行政法人住宅金融支援機構の各本支店または財形持家融資の取扱金融機関にお問い合わせください。

勤労者財産形成貯蓄等に関する賃金控除協定書

(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)とは、従業員が勤労者財産形成促進法第6条の規定に基づく勤労者財産形成貯蓄等(以下「財形貯蓄等」という)をするための賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

(賃金控除)

第1条 甲は、従業員からの申出により、従業員が財形貯蓄等をするための金額を給与ならびに賞与(以下「給与等」という)から控除することができるものとする。

(払込代行)

第2条 甲は、給与等から控除した金額を従業員に代わって従業員の指定した金融機関等に払い込む等この財形貯蓄等に必要手続きを行なうものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から5年間とし、期間満了の3か月前までに甲または乙から特段の申し出のないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の証として本協定書正本2通を作成し、甲・乙は記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲

乙

財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書

年 月 日

税務署長 殿

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、同項第2号リ 又は同項第3号リに規定する契約を最初に締結した日	年 月 日
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	年 月 日

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

年 月 日

税務署長 殿

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は 第3号トに規定する契約を最初に締結した日	年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	年 月 日

<お問い合わせ先>

所在地 〒104-8691

(書類送付先) 東京都江東区豊洲 3-2-3 晴海郵便局 郵便私書箱504号

名称 第一生命保険株式会社 東京団体事務課 財形グループ

電話番号 0120-998-665

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除きます)